

拝啓 時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、平成18年度の国の予算につきましては、昨年12月24日閣議決定されたところであります。

この国の予算に関連して、現在平成18年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況にかんがみ、さしあたり現段階における地方財政の見通し、その他予算編成上留意すべき事柄について、別紙のとおりお知らせいたします。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

時節柄御自愛専一の程お祈りいたします。

敬 具

平成18年1月19日

総務省自治財政局財政課長

佐 藤 文 俊

各都道府県総務部長 殿

(財政課、市町村担当課扱い)

各指定都市財政局長 殿

(財政課扱い)

(別 紙)

第1 国の予算等

政府は、昨年12月6日「平成18年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、12月19日に「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月24日、平成18年度予算の概算（別添資料第3）を閣議決定した。

- 1 平成18年度予算及び財政投融资計画は、次のような基本的考え方により編成された。
 - (1) 平成18年度予算は、重点強化期間最後の重要な予算であり、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定）以来の構造改革に一応の目途をつけるものと位置付けられ、同時に改革を加速するための予算でもある。また、中期的には引き続き「2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化」及び「デフレの克服、民需主導の持続的経済成長」の実現を図らなければならないため、予算編成に当たっては、小さくて効率的な政府の実現に向け従来の歳出改革路線を堅持・強化する。
 - (2) このため、三位一体改革を推進するとともに、総人件費改革、医療制度改革、特別会計改革、資産・債務改革、政策金融改革等の構造改革について、順次予算に反映させる。また、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出の水準について前年度よりも減額し、一般会計歳出についても厳しく抑制を図る。さらに、足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債発行額について平成17年度（34.4兆円）よりも大幅に減額し、30兆円にできるだけ近づける。
 - (3) 予算の配分に当たっては、「公共投資関係費」、「裁量的経費」については、その総額を対前年度マイナス3%の範囲内及び重点化促進加算額の範囲内を基本に厳しく抑制する。「義務的経費」は、自然増を放置することなく、制度・施策の抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図る。また、予算執行実績を的確に踏まえた予算とするため、個々の経費の積算内容にまで踏み込んだ見直しを行い、その結果を適切に反映させる。

(4) 予算配分の重点化・効率化に当たっては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）における「活性化のための政策三指針」を踏まえ、活力ある社会・経済の実現に向けた次の4分野へ施策を集中するとともに、各府省は各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行い、歳出の効率化・合理化を進める。さらに、民間委託・PFIなどの民間活力による効率化に努めるとともに、物価動向や行政サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引下げ、経費を削減する。

ア 人間力の向上・発揮－教育・文化、科学技術、IT

イ 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

ウ 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

エ 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

(5) 総人件費改革の推進として、公務員の大幅な純減と給与制度改革の強力な推進等により、総人件費改革に取り組み、「総人件費改革基本指針」を受けて政府としての実行計画を年内に策定し、平成18年度の予算や地方財政計画から順次反映させる。

(6) 特別会計の抜本的な改革については、事務事業を厳格に精査し、引き続き歳出の効率化・合理化を図り、一般会計からの繰入や民間等からの借入を抑制するほか、明確な必要性がない剰余金・積立金については、国債残高の抑制を図り国民負担の軽減につなげるために活用する。また、各特別会計の性格に応じ独立法人化・民営化や一般会計への統合等による廃止も含めた抜本的な制度改革を検討し、平成18年度予算から順次実施する。また、特定財源の在り方については、それぞれの財源の性格や資源の適正配分の観点等から、一般財源化を含め総合的に検討する。道路特定財源の見直しについては年内に基本方針をとりまとめる。

(7) 成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるため、「モデル事業」を試行から一般的取組に移行させる第1ステップとして、その基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化した「成果重視事業」を創設する。また、政策群については、府省横断的な予算の重複排除と関

係府省間の連携を進める。政策評価の改善・充実を図りつつ、政策評価と予算との連携強化を更に進める。

- (8) 税制については、「基本方針2005」やこれまでの与党税制改正大綱も踏まえ、重点強化期間内を目途に結論を得るべく、包括的かつ抜本的な検討を引き続き進める。

平成18年度税制改正においては、昨年度に引き続き定率減税の見直しについて、導入時の経緯や今後の経済動向等についての認識を踏まえ検討を行う。また、期限の到来する研究開発やIT投資等に対する減税の見直し等について検討する。

- (9) 政府資産・債務改革を積極的に推進するため、国債発行に当たっては安定消化を図るとともに、各種のリスクを踏まえつつ、中長期的な観点からコストの抑制に努めることを基本とし、一層の債務管理政策の充実を図る。また、売却可能な国有資産の一層の売却促進に努め政府の資産の縮減を図る。

- (10) 政策金融改革を推進するとともに、財政投融资については、民業補完の原則の下、対象事業の重点化・効率化に努める。

- 2 また、「平成18年度予算編成の基本方針」においては、地方財政について、以下の方針が示されている。

国と地方に関する「三位一体の改革」について、平成18年度までの三位一体の改革に係る「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえて以下のように取り組み、その成果を平成18年度予算に適切に反映する。

- (1) 国庫補助負担金については、税源移譲に結びつく改革、スリム化の改革及び交付金化の改革を進め、平成18年度までに4兆円を上回る廃止・縮減等の改革を行う。

- (2) 税源移譲は、これまでの国庫補助負担金の改革の結果を踏まえ、3兆円規模とする。この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成18年度予算においては、税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

- (3) 地方交付税については、累次の「基本方針」に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行う。平成

18年度においては、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行い、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成18年度においても地方財政計画の合理化、透明化を進める。また、地方財政計画と決算の乖離の是正を図り、重点強化期間内に解消の目処をつけるよう努める。引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組むとともに、不交付団体（市町村）の人口の割合を着実に高める。

- 3 このような方針に基づいて編成された平成18年度の一般会計予算の規模は、79兆6,860億円（前年度比2兆4,969億円、3.0%減）で、一般歳出は、46兆3,660億円（前年度比9,169億円、1.9%減）となっている。

財政投融资計画の規模は、15兆46億円（前年度比2兆1,472億円、12.5%減）となっている。

また、「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、平成18年度の国内総生産は513.9兆円程度、名目成長率は2.0%程度、実質成長率は1.9%程度となるものと見込まれている。

なお、「構造改革と経済財政の中期展望」については、今月中に「2005年度改定」を決定し、対象期間を今後5ヶ年とする等の改定を行うこととしている。

第2 地方財政対策

平成18年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれた。

このため、地方財政計画の歳出については、累次の「基本方針」や総人件費改革基本指針等に沿って、国の歳出予算と歩を一にして、見直すこととし、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の

抑制を図り、これらを通じて、地方財政計画の規模の抑制に努めることにより、財源不足額の圧縮を図ることとする一方、国と地方の信頼関係を維持しながら「三位一体の改革」を着実に推進するため、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することを基本として地方財政対策を講じることとした。その概要は次のとおりである。

1 安定的な財政運営に必要な「一般財源総額」の確保

「三位一体の改革」を着実に推進するためには、国と地方の信頼関係が必要であり、「三位一体の改革について」（平成16年11月26日政府・与党合意）及び「基本方針2005」に沿って、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの総額を確保することが是非とも必要である。

このような観点に立って、地方財政対策を講じた結果、平成18年度においては、「一般財源総額」（地方税、地方交付税、臨時財政対策債、減税補てん特例交付金、減税補てん債及び所得譲与税を除く地方譲与税の合計額をいう。）は、55兆6,334億円、前年度に比し204億円の増となり、平成17年度以上の額を確保することとしたところである。

2 通常収支に係る地方財政対策

平成18年度においては、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増などにより、5兆7,044億円の財源不足が生じ、平成8年度以降11年連続して、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当する財源不足を生じることとなった。

このため、平成18年度の地方財政対策においては、平成16年度に講じた平成18年度までの制度改正に基づき、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）により、地方負担分については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じることとするとともに、臨時財政対策債の元

利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしたところである。

なお、既往の臨時財政対策債の元利償還（８，４３９億円）及び国の平成１４年度補正予算（第１号）に係る地方財政措置において臨時財政対策債に代わるものとして措置することとした交付税特別会計借入金の元利償還（８０４億円）に起因する財源不足額９，２４３億円については、臨時財政対策債の発行により対処することとしたところである。

また、地方財政計画歳出の投資的経費（単独）と一般行政経費（単独）の一体的かい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分（１兆円）については、他の財源不足対策と同様、基本的にはその２分の１を国が、２分の１を地方が負担することとしているが、平成１８年度は平成１７年度是正分のうち２，８００億円と平成１８年度是正分の全額１兆円を臨時財政対策債により措置することとし、その差額は後年度に調整することとしている。

上記の考え方にに基づき、平成１８年度においては、財源不足５兆７，０４４億円について、一般公共事業債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発により１兆６，５００億円を補てんとともに、平成１７年度以前の地方財政対策に基づき「地方交付税法」の定めるところにより平成１８年度に加算することとされていた額等（以下「既往法定分等」という。）４，４４３億円を交付税特別会計に繰り入れることとした上で、これらを除く３兆６，１０１億円から、地方が負担する臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行額２兆２，０４３億円を差し引いた１兆４，０５８億円について、国と地方が折半（それぞれ７，０２９億円）してそれぞれ補てん措置を講じることとしている。その他の留意点は以下のとおりである。

- (1) 国の一般会計からの既往法定分等の加算額４，４４３億円の内訳は、
「地方交付税法」附則第４条の２第２項（通常収支に係る国負担借入金利子負担額）に基づく加算額１，６８５億円、同条第４項（平成１５年度において行われた国庫補助負担金の一般財源化に係る国負担借入金の利子負担額）に基づく加算額１１億円及び同条第８項（公共事業等臨時特例債の利子負担額等）に基づく加算額（２，７４７億円）であること。

(2) 平成18年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象のうちの地方負担分7,029億円に、既往の臨時財政対策債の元利償還等に係る発行額2兆2,043億円を加えた2兆9,072億円とすることとしていること。

なお、平成18年度税制改正により所得税から個人住民税への税源移譲が実施されることに伴う所得税に係る地方交付税率分の減少影響を緩和するため、地方財政に与える影響を勘案しつつ、平成19年度は2,600億円、平成20年度は2,000億円、平成21年度は1,400億円を交付税総額に加算することとしている。

3 恒久的な減税に伴う地方財政への影響とその補てん対策

平成11年度から実施されている恒久的な減税については、平成18年度税制改正により、定率減税は、所得税については平成18年分、個人住民税については平成18年度分をもって廃止するとともに、税源移譲に伴い、最高税率の特例を廃止し、特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特例並びに法人税率の特例及び法人事業税率の特例を本則の制度とすることとされた。

平成18年度においては、恒久的な減税に伴い生じる地方財政への影響額3兆376億円について、従前同様(1)、(2)の措置を講じるとともに、平成19年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収については、(3)の措置を講じることにより、地方財政の運営上支障が生じないよう対処することとしている。

(1) 恒久的な減税の実施による地方税の減収の補てん

恒久的な減税の実施による平成18年度の地方税の減収1兆8,080億円については、次の措置により補てんすることとしていること。

ア たばこ税の一部の地方への移譲

国のたばこ税の一部を地方へ移譲したことによって、1,142億円の増収を見込んでいること。

イ 法人税の地方交付税率の引上げ

法人事業税の減税による減収額の交付団体相当分を、法人税の地方交付税率の引上げにより補てんすることとし、35.8%に引き上げたことによって、4,962億円の増収を見込んでいること。

ウ 地方特例交付金（減税補てん特例交付金）

地方税の減収見込額の4分の3相当額1兆3,560億円から上記ア及びイによる補てん額の合計額6,104億円を控除した額として、7,456億円を見込んでいること。

エ 減税補てん債

地方税の減収見込額の4分の1相当額4,520億円については、「地方財政法」第5条の特例として減税補てん債の発行により補てんすることとしていること。

なお、その元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしていること。

(2) 恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額の補てん

恒久的な減税の実施による平成18年度分の地方交付税への影響額1兆2,296億円のうち、平成18年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆888億円に係る補てん措置については、国と地方が折半して負担することとしていること。なお、所得税の定率減税の縮減により、地方交付税原資が増加した分（4,051億円）に相当する借入金の縮減が見込まれること。

このうち国負担分については、交付税特別会計借入金により措置し、平成24年度以降10年間で償還することとし、当該借入金の償還に必要な財源については、法律の定めるところにより、平成24年度以降の各年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとするほか、当該借入金の利子相当額についても、法律の定めるところにより、その発生年度において、一般会計から繰り入れることとしていること。

地方負担分については、交付税特別会計借入金により措置することとし、平成24年度以降10年間で償還することとしていること。

また、平成18年度におけるこれらの交付税特別会計借入金に係る利子相当額のうち、国負担分686億円については一般会計からの繰入れにより、地方負担分722億円については交付税特別会計借入金により措置することとしていること。

なお、これらの新たな交付税特別会計借入金については、財政融資資金

からの借入に加え、引き続き、民間金融機関からの借入により資金の円滑な調達を図ることとしているが、財政融資資金の原資の状況、短期金融市場の情勢、国・地方の財政事情等を十分踏まえつつ、早急に借入金残高が増高しない状況に移行するよう、出来るだけ速やかに遅くとも2年以内に新規借入れを停止することとしていること。

(3) 平成19年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収の補てん

平成19年度以降、恒久化される恒久的な減税に係る地方税の減収については、次の措置により補てんすることとしていること。

ア 平成19年度以降、地方たばこ税の増収措置を恒久化すること。

イ 平成19年度以降、法人税に係る地方交付税率については、34%とすること。

ウ 平成19年度以降において、上記ア及びイの措置によって補てんされない減収相当額については、国と地方が折半して補てんする措置を講じること。

エ 減税補てん特例交付金については、平成19年度の総額は4,000億円、平成20年度の総額は2,000億円とし、平成21年度に廃止すること。

オ 上記エの額は、上記ウの措置により国が負担することとなる額に含まれること。

4 国庫補助負担金の改革に伴う財源措置

「三位一体の改革について」（平成17年11月30日政府・与党合意）を踏まえ、平成16年度から平成18年度までの国庫補助負担金改革の合計額は4兆6,661億円となった。

このうち、税源移譲に結びつく改革は、別添資料第4のとおり、3兆1,176億円であり、これについては、その全額を地方財政計画に計上するとともに、施設整備費の一般財源化に伴い特別の地方債が充てられるものを除き地方交付税の基準財政需要額に全額を算入することとしている。

また、これに伴い、3兆94億円を所得譲与税として税源移譲するとともに、地方交付税の基準財政収入額に全額を算入することとしている。

なお、税源移譲することとされている施設整備費に係る国庫補助負担金のうち公立学校等施設整備費補助金（不適格建物改築事業に限る。）、次世代育成支援対策施設整備費交付金（公立保育所に限る。）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備費交付金（都道府県交付金）については、地方公共団体において引き続き必要な事業を円滑に実施できるよう、従来の補助金相当分（沖縄振興特別交付金により措置されるものを除く補助率かさ上げ部分を含む。）について、特別の地方債を充当し、当該地方債の元利償還金については、後年度その100%を地方交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

5 児童手当制度の拡充に伴う財源措置

児童手当については、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、平成18年度より、支給対象年齢を「小学校第3学年修了まで」から「小学校修了まで」に引き上げるとともに、支給対象児童の扶養者の所得制限を緩和する制度拡充が行われることから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、地方特例交付金（児童手当特例交付金）を創設することとしている。

児童手当特例交付金の総額は、国・地方のたばこ税の増収が図られたこと等を考慮し、平成18年度は704億円とすることとしている。

6 決算かい離の一体的是正

平成18年度においても、ハードからソフトへと政策転換を進める地方の実情に応じ、平成17年度に引き続き、地方財政計画歳出の投資的経費（単独）を2兆円（一般財源ベースで1兆円）減額する一方、一般行政経費（単独）を1兆円（全額一般財源）増額することにより、地方財政計画と決算の一体的なかい離是正を行っている。このかい離是正分の一般財源に相当する地方財源不足分については、他の財源不足対策と同様、基本的にはその2分の1を国が、2分の1を地方が負担することとしているが、平成18年度は全額臨時財政対策債により措置することとし、今後5年で、段階的に通常の財源不足の補てん措置に移行することとしている。なお、この間において、本来であれば国負担となる分との差額については、後年度に交付税総額に加算することにより調整することとしている。

7 地方交付税の総額

平成18年度の地方交付税の総額は1兆9,073億円（前年度比9,906億円、5.9%減）となっている。

なお、次の(1)から(4)までに掲げる額の合計額については、平成24年度以降の地方交付税の総額に加算することとし、(5)から(7)までに掲げる額の合計額については、平成19年度の地方交付税の総額から減額することとし、その旨法律に定めることとしている。

(1) 平成4年度までの投資的経費に係る国庫補助負担率の引下げ措置に伴い一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等

3,361億円

(2) 平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額

112億円

(3) 平成9年度の地方消費税の未平年度化の影響に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額

58億円

(4) 昭和61年度、平成4年度から平成8年度までの間及び平成10年度における交付税特別会計借入金に関し、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた利子相当額（後年度に償還財源を一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしているものに係るものを除く。）

452億円

(5) 平成16年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた通常収支に係る国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額

1,138億円

(6) 平成16年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた恒久的な減税に係る国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額

343億円

(7) 平成16年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた国庫補助負担金の一般財源化に係る国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額

7億円

8 地方税制改正

平成18年度の地方税制改正においては、現下の経済・財政状況等を踏ま

え、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、平成18年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税・都市計画税の税負担の調整措置の見直し、地方たばこ税の税率の引上げその他の所要の措置を講じることとしている。

税源移譲は、平成19年分の所得税及び平成19年度分の個人住民税から適用し、平成18年度においては、暫定的措置として、税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置することとしている。

また、定率減税は、所得税については平成18年分、個人住民税については平成18年度分をもって廃止することとしている。

9 地方債

地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして、平成18年度の地方債計画を策定している。

その規模は、1兆3,466億円で、前年度に比し1兆5,900億円、10.2%の減となっている。

10 地方財政の規模

平成18年度の地方財政の、歳入歳出規模（地方財政計画ベース）は8兆3兆1,800億円程度（前年度比0.7%程度減、児童手当拡充分等を除いた場合8兆3,200億円程度、前年度比1.3%程度減）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は前年度比1.2%程度の減（児童手当拡充分等を除いた場合2.0%程度の減）となる見込みである（別添資料第7）。

なお、平成18年度の地方財政計画においては、歳入に占める一般財源（地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額をいう。）の比率は66.6%程度（平成17年度64.0%）となる見込みであり、

また、18年度地方財政計画における地方債依存度は13.0%程度（平成17年度14.6%）となる見込みである。

第3 予算編成の基本的考え方

平成17年度の我が国経済は、年央には、それまでの輸出・生産などに見られた弱い動きを脱し、景気は緩やかな回復を続けている。企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及しており、民間需要中心の緩やかな回復が続くと見込まれる。しかし、デフレからの脱却に向けた進展が見られるものの、物価は依然としてデフレ状況にある。実体経済が緩やかに回復し、デフレ圧力の低下により消費者物価の下落幅は縮小しているが、原油価格の高騰により輸入物価が上昇している中、GDPデフレーター（物価変動指数）は下落を続けている。

「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、政府は、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との方針の下、「基本方針2005」等に基づき、郵政民営化の着実な実施、政策金融改革、総人件費改革、資産・債務改革、市場化テストによる民間への業務開放・規制改革等を通じ「小さくて効率的な政府」を実現するとともに、規制・金融・税制・歳出等の改革を推進するなど、各分野にわたる構造改革を断行することにより、経済活性化を実現し、民間需要主導の持続的な成長を図ることとしている。また、デフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となって政策努力の更なる強化・拡充を図るほか、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととしている。

平成18年度の我が国経済については、消費や設備投資は引き続き増加し、民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれ、物価については、政府・日本銀行が一体となった取組を行うことにより、デフレ脱却の展望が開け、消費者物価やGDPデフレーターも、年度を通して見るとわずかながらプラスに転じると見込まれている。

そうした中で、明年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもなお平成17年度に引き続き大幅な財源不足の状況にある。地方財政の借

入金残高は平成18年度末には204兆円に達する見込みとなっているが、今後、その償還負担の一層の増加や社会保障関係経費の自然増が見込まれるところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されている。

現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通ずる財政構造改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

平成18年度の予算編成に当たっては、このような現状を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、それぞれの地域経済の状況にかんがみ、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、公平で安心な高齢化社会・少子化対策等の地域の課題に重点的に取り組むとともに、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から推進し、地域再生に積極的に取り組まれない。

- 1 平成18年度の国内総生産の成長率は、名目2.0%程度、実質1.9%程度と見込まれているが、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。
- 2 地方分権を一層推進するためには、地方公共団体が総力を挙げて行財政改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、各団体の取組状況を比較可能な形で分かりやすく示すなど、国民の理解を得ることが不可欠である。

総務省においては、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下「新地方行革指針」という。）を策定し、平成17年度を起点として概ね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を平成17年度中に公表することなど、各地方公共団体に対し、積極的な取組を要請した。

また、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」においては、基本方針2005で要請した4.6%以上の純減確保に向けた

各地方公共団体の真摯な取組み及び国による定員関係の基準の見直しにより、一層の純減の上積みが確保されるよう取り組むとするなど、総人件費改革の実行計画が示された。

地方公共団体においては、これらの状況を踏まえて、集中改革プランの公表に向け積極的に取り組まれるとともに、行政改革推進のためのPDCAサイクル（Plan→Do→Check→Actionのサイクル）を確立し、これを積極的に活用することにより、不断に行政改革に取り組まれない。

- 3 定員及び給与については、定員管理及び給与水準等の適正化を図り、給与関係経費を抑制するとともに、公務の能率的運営を推進されたい。

特に、「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）における総人件費改革の実行計画について」（平成17年12月26日付け総務省公務員部長通知）を踏まえ、定員については、新地方行革指針を踏まえた真摯な取組み及び教職員など国による定員関係の基準の見直し等を踏まえた取組みを集中改革プランに反映し、適切な定員管理に努められたい。

給与については、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成17年9月28日付け総務事務次官通知）及び上記部長通知に基づき、地域民間給与の適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを速やかに実施されたい。また、一部の地方公共団体に見られる不適正な給与制度・運用等については、速やかに是正されたい。

退職手当についても、「職員の退職手当に関する条例（案）の一部を改正する条例（案）等について」（平成18年1月18日付け総務省公務員部長通知）を参考に、速やかに条例等の見直しを行うとともに、最高支給率が国を上回っている団体や退職時の特別昇給を廃止していない団体においては、早急に是正措置を講じられたい。

職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、事業の適正化を図られたい。

なお、給与及び定員管理の状況の公表については、団体間の比較分析を可能とする公表システムの運用を平成18年3月に開始する予定であり、「地方公共団体における職員給与等の公表について」の全部改正について」

(平成17年8月29日付け総務事務次官通知)に沿って、公表を行われたい。

職員の人材育成については、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組まれない。

- 4 各地方公共団体においては、自らの財政状況を分析し、事務事業の見直し、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定するなど自主的かつ主体的に財政構造の改善を図られたい。

なお、集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体について、通常の地方債に加え、行政改革の取組により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、さらに行政改革推進債を充当できることとしているので、中長期的な観点に立った適切な財政運営の確保に十分配慮したうえ、活用を図られたい。

- 5 財政情報の開示については、「団体間で比較可能な財政情報の開示について」(平成17年6月22日付け自治財政局長通知)に基づき「財政比較分析表」の作成・公表や決算の早期開示などを推進することにより、団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進されたい。

また、バランスシート及び行政コスト計算書の活用等を一層進めるとともに、都道府県及び政令指定都市においては、平成17年度決算について、連結バランスシートを作成・公表されたい。

- 6 「行政改革の重要方針」において「小さくて効率的な政府」を実現し、政府債務の増大を圧縮する観点から、地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組むとされたことから、各地方公共団体においては、資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、未利用財産の売却促進等について積極的に取り組まれない。

- 7 市町村合併については、平成11年3月31日に3,232であった市町村数が、本年3月31日には1,821となる見込みであり、相当の進展を見たところである。

一方、都道府県ごとに進捗状況に差異があることから、「市町村の合併の

特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）に基づき、引き続き自主的な市町村合併を推進する必要がある。このため、昨年8月に、政府の「新市町村合併支援プラン」を決定し、合併市町村等によるまちづくり等についても所要の地方財政措置を講じているので、各種支援等の活用を図られたい。また、都道府県においても、市町村合併の推進に関する構想の策定など、引き続き市町村合併を積極的に推進されたい。

8 国民健康保険制度の財政基盤の強化等

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、平成17年12月1日に政府・与党医療改革協議会で決定された医療制度改革大綱を踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (1) 都道府県が、市町村の国保財政安定のために必要な取組等に対し交付する都道府県調整交付金については、平成18年度以降、給付費等の7%（4,939億円）とすることとし、その所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (2) 平成17年度に一般財源化された保険料軽減制度については、国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、引き続き、その所要額（3,847億円（都道府県3/4、市町村1/4））について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (3) 平成17年度までの暫定措置とされていた保険者支援制度については、低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、平成18年度以降も継続することとし、その所要額（844億円（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4））について地方交付税措置を講じることとしていること。
- (4) 平成17年度までの暫定措置とされていた高額医療費共同事業については、交付基準額を70万円以上から80万円以上に引き上げた上で、平成18年度以降も継続することとしていること。その際、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県においてその一部を負担することとし（1,818億円（国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2））、所要額について地方交付税措置を講じることとしていること。

また、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図

るため、一件30万円以上の医療費について、都道府県単位で市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業（仮称）を平成18年10月から実施することとしていること。

(5) 平成17年度までの暫定措置とされていた国保財政安定化支援事業については、保険財政共同安定化事業（仮称）の創設の影響も踏まえ、事業内容を見直した上で、平成18年度以降も継続することとし、所要の地方交付税措置（1,000億円）を講じることとしていること。

(6) 上記のうち、保険者支援制度、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業（仮称）及び国保財政安定化支援事業については、平成21年度までの暫定措置としていること。

(7) 以上のほか、医療制度改革の一環として、特に生活習慣予防のための取組体制の充実を図る必要があることから、健康寿命の延長・生活の質の向上を目標とした健康づくりや疾病予防を推進するため、地方公共団体における生活習慣改善に向けた普及啓発等の取組に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしていること。

(8) なお、医療制度改革大綱において、平成20年度からスタートする後期高齢者医療制度の財政運営については、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行うこととされており、平成18年の通常国会に関連法案が提出される予定となっているので、留意されたいこと。

9 公債費負担対策

地方公共団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置を講ずるとともに、一定の公営企業金融公庫資金に係る公営企業債についての借換え措置を講ずることとしている。

(1) 普通会計における高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置は、従来分として、

ア 平成16年度の起債制限比率（3か年平均）が全国平均以上

イ 平成16年度の経常収支比率が全国平均以上

ウ 平成16年度の財政力指数（3か年平均）が全国平均以下

のいずれかに該当する地方公共団体を対象として、利率7.0%以上の地

方債について、利率4.0%を超える利子部分を措置対象としていること。

また、重点措置分として、平成16年度の起債制限比率（3か年平均）が全国平均以上かつ平成16年度の財政力指数（3か年平均）が全国平均以下の市町村を対象として、利率4.0%超7.0%未満の地方債の利子について、措置対象にすることとしていること。

- (2) 公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債については、資本費負担が著しく高い一定の地方公営企業を対象とした従来分について借換枠を1,000億円（利率要件6.0%以上）としているほか、臨時特例措置として、利率7.3%以上の一定の公営企業債について借換枠を1,000億円とし、地方債計画に総額2,000億円（前年度2,000億円）計上していること。

また、公債費負担が重く、自主的に公債費負担適正化計画を策定した市町村に対しては、引き続き同計画の対象とされた地方債の利子等の一部に対し所要の地方財政措置を講じることとしている。

さらに、公的資金を民間資金に借換えることにより公債費負担の平準化を図ることとする団体に対し、公的資金の借換えに伴い必要となる補償金を含めた所要資金の全額を借換債の対象とすることとしている。

- 10 投資的経費に係る地方単独事業については、ハードからソフトへ政策転換を進める地方の実情に応じ、地方財政計画の歳出について投資的経費と経常的経費の一体的なかい離是正を昨年度に引き続き行ったところであり、この結果、「基本方針2003」に沿った抑制分（4,000億円の減）と一体的かい離是正分（2兆円の減）とをあわせて、前年度比2兆4,000億円減の10兆900億円程度（施設整備費の一般財源化分を含む。）を計上したところである。

この額は、前年度の額に比して19.2%の減となっているが、かい離是正分を除いた場合は3.2%の減であり、地方公共団体の予算編成に当たっては、この増減率を参考として、地域の実情に即して、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業を実施されたい。

また、「地域活性化事業」において、「循環型社会形成事業」、「少子・高齢化対策事業」、「地域資源活用促進事業」、「都市再生事業」及び「地域情報通信基盤整備事業」について、地方債及び地方交付税による措置を講

じることとしているので、活用を図られたい。

- 11 「地域再生関連対策」として、国の認定を受けた地域再生計画に基づく事業について所要の地方債措置を講じることとするほか、アウトソーシング等の促進、コミュニティ・サービス事業等の活性化、ICTを活用した地域通貨の導入・普及、ひとづくり、安心・安全な地域づくり及び観光振興に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしている。
- 12 「地域を支える人づくり事業」として、U、J、Iターンの促進等地域を支える人材の確保・定着や育成等に要する経費に対して引き続き地方交付税措置を講じることとしている。
- 13 「地域文化振興対策」として、住民の芸術文化活動の支援、創造的で文化的なまちづくり、地域文化財・歴史的遺産の活用による地域おこし等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。
- 14 「科学技術振興対策」として、地域における科学技術の振興に向けた地方団体の自主的かつ戦略的な事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。
- 15 「IT新改革戦略」（平成18年1月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）の趣旨を踏まえ、各地方公共団体においても、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード及び公的個人認証サービス等を活用した電子自治体の実現をはじめ、地域の情報化を一層推進することが必要である。

このため、既存業務の見直しや、都道府県単位等のシステムの広域的整備等により、住民サービスの向上、地方公共団体の業務改革及び地域における情報関連産業の育成などの効果をもたらす電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組まれない。

このような取組を支援するため、「地域情報化推進事業」として、電子自治体の推進に要する経費及び地域住民の情報リテラシーの向上等誰もがICTを利用できる社会を実現するための取組に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

- 16 「わがまちづくり支援事業」として、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組に対する市町村の支援に要する経費について引き続き地

方交付税措置を講じることとしている。

17 「地域経済新生事業」として、ベンチャー企業等への支援や販路開拓支援等に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

18 「地域経済活性化対策」として、引き続き、ふるさと融資による支援措置を講じるとともに、新技術の開発支援や貸工場、直販施設等の整備に要する経費に対しても地方財政措置を講じることとしている。また、日本政策投資銀行の融資制度について、一定の要件の下に金利の一部引下げ措置を講じることとしている。

なお、ふるさと融資制度については、離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率の引上げ及び融資限度額全体の引上げの特例措置を、一部の地域の融資限度額の見直しを行った上で平成19年3月31日まで、加入者系光ファイバー網等の整備に係る特例措置を平成21年3月31日まで、それぞれ延長することとしているほか、新たに「過疎地域自立促進特別措置法」（平成12年法律第15号）第33条第1項及び第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（廃置分合等前の過疎地域に限る。）について、過疎地域と同様の融資比率及び融資限度額を適用することとしている。

19 「中小企業金融対策」については、中小企業への資金供給の円滑化を図るため、引き続き金融機関に対する預託等に係る地方交付税措置を講じることとしている。

20 「中心市街地再活性化特別対策事業」として、地方公共団体が計画的、総合的に実施する中心市街地再活性化のための事業について、地方公共団体が所有権を有していない既存施設を公共施設としてリニューアルする場合に新たに地方財政措置を講じるとともに、都市再生対策の観点から行う調査・研究等に要する経費に対しても地方交付税措置を講じることとしている。特に、支援の重点を基本計画の策定から計画の効果的実施に移していくとの観点から、計画に位置づけられた事業の具体化や、既に策定された基本計画の再評価について重点的に支援を行うこととしている。

21 「農山漁村地域活性化対策」として、農山漁村地域の生活環境の整備や都市と農山漁村の共生・対流等を促進する地方単独事業や国の施策との連携事業に要する経費に対して所要の地方財政措置を講じることとしている。

このうち、国の施策に応じて単独事業として行う「農地・農業用水等の資源の保全向上活動」についても、地方財政措置を講じることとしている。

- 22 「森林・林業振興対策」として、山村地域の基幹的産業である林業・木材産業の振興対策を推進し、また、森林の適正管理を図ることにより、地球温暖化防止対策に資するとともに、山村地域の活性化を促進するための経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

このうち、緑の雇用担い手対策については、国の制度見直しに伴い、国と地方が連携し一体的に対策を実施するとともに、その後の就業者の定着条件整備も合わせて行う新たな緑の雇用担い手対策として見直しを行い、国の施策に合わせ平成22年度まで、地方単独事業に要する経費に対し地方交付税措置を講じることとしている。

また、平成18年度から、森林の公益的機能を維持増進させるため、伐期延長や複層林化による人工林の天然林化を促進する地方公共団体の取組に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。また、森林の公益的機能を維持増進させるための取組を行う林業公社に対する地方公共団体の利子補給に要する経費については、特別交付税措置を講じることとしている。

- 23 「生活交通確保対策」として、地方バスの運行に関し地方公共団体が地域協議会における検討等に基づき、地域の実情に応じて路線バスの維持等の対策を講じるために要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

- 24 姉妹都市交流を通じた国際観光の一層の推進を図るため、引き続き姉妹都市交流に係る地方交付税措置を講ずることとしている。また、「観光立国推進対策」として、「観光立国行動計画」（平成15年7月観光立国関係閣僚会議決定）等を踏まえた宣伝・広告、受入れ体制の整備、外国人向け観光の企画調査等地方公共団体による外国人観光客の誘致等への自主的取組に対して、引き続き地方交付税措置を講じることとしている。

- 25 小学校専属ALT（外国語指導助手）の増員、国際経済交流や多文化共生の推進等の分野における国際交流員（CIR）の活用など、外国青年招致事業（JETプログラム）について引き続き地方交付税措置を講ずることとし

ている。

また、地域の国際化を推進するため、国際交流・国際協力施策に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

26 「治安維持特別対策」として、警察官3,500人の増員を見込むとともに、交番相談員やスクールサポーター等の配置、地域住民と警察署との連絡システムの整備、自主防犯活動に対する支援、地域住民の防犯意識の高揚等治安の維持・犯罪の抑止対策に係る人的・物的基盤の充実強化に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

27 「共生のまちづくり推進」として、ユニバーサルデザインによるまちづくりやNPO等の活動の活性化を推進する事業に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、公営交通や民間施設等のバリアフリー化に対する支援に対して、地方債又は地方交付税による措置を講ずることとしている。なお、公共施設等における音声標識ガイド装置の設置等に対し引き続き特別交付税による措置を講ずることとしている。

28 「介護保険制度支援対策」として、引き続き地方公共団体が地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、介護保険事業計画の策定、広報啓発、ホームヘルパー及びケアマネージャーの育成等に要する経費について地方交付税措置を講ずることとしている。

29 「地域環境保全・創造対策」として、環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成を推進するため、地球温暖化防止対策、自然共生型社会の構築、廃棄物の発生抑制・リサイクル対策等に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

30 「国土保全対策」として、国土保全の見地からの農地、森林等の管理対策、後継者対策、第三セクターの活用等に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

31 「防災対策事業」として、災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するため、防災基盤の整備や公共施設等の耐震化等の防災対策について、地方債及び地方交付税による措置を講ずることとしている。

また、武力攻撃事態等における国民の保護の観点から必要となる設備整備

についても、同様の措置を講じることとしている。

なお、平成17年7月の中央防災会議では東海地震、東南海・南海地震に係る地震防災戦略の策定、防災拠点となる公共施設等の耐震化について数値目標を設定するなどの計画的かつ効果的な実施について、防災基本計画の修正がなされたところであるので、これらのことを踏まえて、耐震化の促進や津波対策の推進等に努められたい。

- 32 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく、国民保護計画作成や住民に対する普及啓発、国民保護訓練の実施等の経費について、地方交付税措置を講じることとしている。

これらを踏まえ、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が平成18年度を目途に作成されるよう（都道府県の国民保護計画は平成17年度中を目途）、所要の準備を進められたい。

- 33 「新型インフルエンザ対策」として、都道府県における抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の備蓄に要する経費について、平成18年度から2年間、地方交付税措置を講じることとしている。

- 34 PFI事業は、効率的かつ効果的に公共施設を整備し、質の高い公共サービスを提供する上で有効な手法であるので、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日付け自治事務次官通知）及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）を参考として、適切な需要見通しを行うなど事業の安定性の確保に留意しつつ、その積極的な活用に努められたい。

- 35 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分については、「平成18年度地方公営企業繰出金について」（自治財政局長通知）により別途通知することとしているが、その適正な運用に努め、地方公営企業がその本来の在り方に即した健全な経営を行いうるよう配慮されたい。

- 36 地方公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしてきたが、将来にわたってその本来の目的である公共の福祉を増進していくため、「新地方行革指針」、「行政改革の重要方針」及び「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け

総務省自治財政局公営企業課長通知)の趣旨等を踏まえ、特に次の事項に留意し、さらなる経営改革に積極的に取り組まれない。

(1) まず、現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討すること。次に、サービス自体が必要な場合であっても、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。

(2) 事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。

(3) より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組むこと。

特に情報開示に当たっては、人件費、料金水準等について類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解、評価しやすいように工夫をこらすこと。

(4) 企業職員の給与については、地域民間給与の適切な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映等の給与構造改革にかんがみ、給与の見直しを速やかに実施すること。また、定員管理については、新地方行革指針を踏まえた真摯な取組により、定員の純減に努めること。

なお、専門的見地から経営の助言を行う経営アドバイザー派遣事業については、引き続き実施することとしているので、積極的に活用されたいこと。

37 地方独立行政法人、地方公社や第三セクター等の運営に当たっては、「行政改革の重要方針」を踏まえ、その人員や給与に関する情報を住民に分かりやすく開示させ、改革の取組を促されたい。

38 第三セクターに関しては、「第三セクターに関する指針」(平成15年12月12日付け総務省自治財政局長通知)の趣旨を踏まえ、外部の専門家による監査を活用する等監査体制の強化を図ること、政策評価の視点も踏まえ、点検評価の充実、強化を図ることのほか、積極的かつ分かりやすい情報公開に努めるとともに、完全民営化を含めた既存団体の見直しを一層積極的に進められたい。さらに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等関係者とも十

分協議しつつ、経営改善策の検討を行い、その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理の実施等について検討されたい。この場合、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約等に基づく負担を負うのが原則であり、過度の負担を負うことのないように留意されたい。

また、新たな第三セクターの設立に当たっては、事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性について十分な検討を行うとともに、民間との競合関係にも留意の上、慎重に検討されたい。

なお、第三セクターの債務に係る損失補償契約等の債務負担行為の設定は将来の財政運営への影響を考慮し、特に慎重に対処されたい。

39 土地開発公社の運営に当たっては、「「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）」の改正について」（平成12年4月21日付け建設省建設経済局長、自治大臣官房総務審議官通知）等を踏まえ、次の点に留意されるとともに、土地開発公社の状況を踏まえつつ、その在り方について抜本的な検討を行われたい。

(1) 新たな土地の取得については土地利用計画等を慎重に検討し、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、特に保有期間が長期にわたる土地については、処分を積極的に行うこと。また、土地取得手続の適正化や金利の低減、積極的な情報公開等に努めること。

(2) 「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）により、公社経営健全化計画の策定対象団体を大幅に拡充するとともに、当該計画に基づく取組に対して、従来よりも幅広く地方財政措置を講じることとしているので、計画的に保有土地を縮減すること等を通じて経営の抜本的な健全化に取り組まされたいこと。

(3) 地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは、不適切な財政運営であることから、可及的速やかにその改善を図ること。

40 平成17年度末で適用期限が切れる「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整

備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和41年法律第114号）については、市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置を見直し、法律の適用期間を平成19年度までの2年間延長することとしている。

第4 歳入

1 地方税

地方税については、次の諸点に留意するとともに、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理を図り、徴収の確保に努められたい。

(1) 平成18年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減収額とを合わせ、平成18年度の税制改正による増収額を1,275億円と見込んでいること。

(2) 平成18年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、1兆5,794億円、4.7%増の3兆4,983億円（道府県税にあつては8.1%の増、市町村税にあつては2.2%の増）になるものと見込まれること。

主要税目では、道府県民税のうち所得割11.1%の増、法人税割11.9%の増、利子割33.6%の減、法人事業税17.3%の増、地方消費税5.1%の増、市町村民税のうち所得割10.1%の増、法人税割11.4%の増、固定資産税（交・納付金を除く。）3.8%の減となる見込みであること。

なお、この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

(3) 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格にかんがみ、都市計画税収の都市計画

事業費への充当について明示することにより、都市計画税収の使途を明確にすべきものであること。

(4) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税である。このことから、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、入湯税収の使途を明確にすべきものであること。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、3兆7,324億円（前年度比1兆8,905億円、102.6%増）であり、その内訳は、所得譲与税3兆94億円（同1兆8,935億円、169.7%増）、地方道路譲与税3,110億円（同38億円、1.2%増）、石油ガス譲与税142億円（同5億円、3.4%減）、航空機燃料譲与税158億円（同3億円、1.9%減）、自動車重量譲与税3,707億円（同60億円、1.6%減）及び特別とん譲与税113億円（前年度同額）となっている。

なお、平成18年度の所得譲与税3兆94億円については、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえ、都道府県へ2兆1,794億円、市町村（特別区を含む。）へ8,300億円をそれぞれ譲与することとしている。

また、各都道府県への譲与額は、2兆1,794億円のうち

イ 6,695.4億円については、平成17年度の所得譲与税の各団体ごとの譲与額、

ロ 6,292億円については、平成17年度の税源移譲予定特例交付金の各団体ごとの交付額、

ハ 8,806.6億円については、平成17年度の道府県民税所得割に係る納税義務者数及び課税総所得金額等の額を用いて算出した各団体ごとの税源移譲見込額であん分した額、とする。

さらに、各市町村への譲与額は、8,300億円のうち

イ 4, 463.6 億円については、平成17年度の所得譲与税の各団体ごとの譲与額、

ロ 3, 836.4 億円については、平成17年度の市町村民税所得割に係る納税義務者数及び課税総所得金額等の額を用いて算出した各団体ごとの税源移譲見込額である分した額、

とする。

3 地方特例交付金

地方特例交付金の収入見込額は、総計で8, 160 億円で、前年度に比し、7, 020 億円、46.2%の減となっている。

なお、国庫補助負担金の改革による税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置することに伴い、税源移譲予定特例交付金を廃止するとともに、児童手当の拡充に係る地方特例交付金を創設することとしている。

(1) 減税補てん特例交付金（恒久的減税に伴う地方特例交付金）

減税補てん特例交付金の総額は、恒久的な減税に伴う地方税の減収見込額の総額の4分の3の額（1兆3, 560 億円）からたばこ税の一部の地方への移譲（1, 142 億円）及び法人税の地方交付税率の引上げによる補てんの額（4, 962 億円）を控除した7, 456 億円であること。

(2) 児童手当特例交付金（児童手当の拡充に伴う地方特例交付金）

平成18年度より、児童手当の制度拡充が行われることから、これに伴う地方負担の増加に対応するため、地方特例交付金（児童手当特例交付金）を創設することとしている。

児童手当特例交付金は、都道府県と市町村にそれぞれ総額の2分の1の額を児童数を基礎として交付することとしている。

4 地方交付税

平成18年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税（所得譲与税に係る分を除く、以下同じ。）及び酒税の32%相当額、法人税の35.8%相当額、消費税の29.5%相当額及びたばこ税の25%相当額の合計額1兆5, 267 億円（平成9年度及び10年度に係る精算額のうち平成18年度分の精算額870 億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額1兆2, 158 億円（既往法定分等4, 443 億円、恒久

的な減税に係る交付税特別会計借入金利子分 6 8 6 億円及び臨時財政対策加算分 7, 0 2 9 億円) を加えた 1 3 兆 7, 4 2 5 億円であり、前年度当初に比し 8, 2 8 4 億円、5. 7% 減となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに交付税特別会計借入金 1 兆 1, 6 1 0 億円、交付税特別会計における剰余金等 4, 7 0 2 億円及び前年度からの繰越分 1 兆 2, 9 0 8 億円を加算し、交付税特別会計借入金に係る償還額 7 9 9 億円及び利子支払額 6, 7 7 3 億円を減額した 1 5 兆 9, 0 7 3 億円であり、前年度に比し 9, 9 0 6 億円、5. 9% の減となっている(別添資料第 8)。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより、結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特に留意すべきである。

(1) 地方交付税の算定の改革については、地方公共団体の自主的、効率的な財政運営を促すとともに、一層の簡素化に取り組むこととして、以下の措置を講じることとしていること。

ア 地方公共団体の経営努力に対応した算定について、行政改革による歳出削減や徴税の取組強化に伴い増加する経費に係る算定を引き続き実施するとともに、さらなる拡充を行うこととしていること。

イ 単位費用の算定に当たり、ゴミ収集等についてアウトソーシング後の経費を算定の基礎とする見直しを引き続き進めることとしていること。

ウ 都道府県分について、道路橋りょう費(道路の面積)の種別補正、恩給費(恩給受給者数)の種別補正、高齢者保健福祉費(65歳以上人口)の人口急増補正の補正係数を廃止することとしていること。

また、平成 1 8 年度から政令指定都市の算定の簡素化を検討することとしていること。

(2) 基準財政需要額については、(1)の算定の改革を行うとともに、引き続き基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じることとしていること。

また、平成 1 8 年度において税源移譲することとされた国庫補助負担金

については、施設整備費の一般財源化に伴い特別の地方債が充てられるものを除き、その事業費を全額基準財政需要額に算入することとしているが、その際、児童扶養手当給付費負担金、児童手当交付金、介護給付費等負担金等に係るものについては、地域の実情を反映するため、補正を適用することとしていること。

なお、施設整備費の一般財源化に伴い充当された特別の地方債の元利償還金について、後年度その100%を基準財政需要額に算入することとしていること。

また、前年度に引き続き一般公共事業等について、地方債（財源対策債を含む。）の充当率を原則として90%まで引き上げること等に伴い、関係費目の単位費用を引き下げることにより投資的経費に係る基準財政需要額を減額することとしていること。

なお、上記により基準財政需要額から振り替えられた部分に係る地方債（財源対策債）の元利償還金については、その50%を公債費方式又は事業費補正方式により、50%を関係費目における単位費用において標準事業費方式により後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

その他、平成18年度に創設される地域手当については、地域区分別に即した態容補正の創設により算定を行うこととしていること。

市町村合併の進展を踏まえ、都道府県分の標準団体行政規模について、市部・町村部人口、市数、町村数の見直しをし、特に、「生活保護費」の標準団体行政規模については、全面的に見直しをすることとしていること。

さらに、最近の決算の状況等を踏まえた態容補正における個別係数の見直しを検討することとしていること。

基準財政需要額の増減は、道府県分と市町村分、また各地方公共団体における経常経費、投資的経費、公債費のウェイト等により地方公共団体ごとにかかなりの差異が生じるものと見込まれること。

特に、一般財源化される国庫補助負担金の各地方公共団体ごとの状況により、基準財政需要額の増額幅に大きな差を生じることが見込まれるので留意すること。

一方、基準財政収入額については、税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を当面100%算入することとしており、平成18年度は、所得譲与税及び児童手当特例交付金はその対象となるものであること。

一般的に、道府県分にあつては道府県民税所得割及び法人関係税の増、道府県民税利子割の減が見込まれ、市町村分にあつては、市町村民税所得割及び法人税割の増、利子割交付金及び固定資産税（家屋）の減が見込まれる。ただし、基準財政収入額の見積りに当たっては、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

法人関係税、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講じることとしているが、法人関係税及び住民税利子割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補てん債を発行する場合には、減収補てん債発行額は精算措置の対象額から除くこととしていること。

(3) 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じる前で比較した場合、平成17年度算定に比し、経常経費（平成18年度の一般財源化等分を除く）にあつては、道府県分0.5%程度、市町村分0.0%程度の増、投資的経費（事業費補正分を除く。）にあつては、道府県分14.5%程度、市町村分12.5%程度の減と見込まれること。

(4) 前年度に引き続き臨時財政対策債の発行に伴い、2兆9,072億円を需要額から減額することとしていること。

なお、臨時財政対策債への振替方法については、前年度と同様に、臨時財政対策債への振替を考慮せずに算出した需要額の総額から、別途算出した臨時財政対策債振替相当額を差し引く方法とすることとしているので留意すること。その際、臨時財政対策債振替相当額は、人口を測定単位とし「その他の諸費（人口）」（経常経費）の補正係数（経常態容補正、加算分及び他の費目の補正を一括適用している分に係るものを除く。）を基礎

として算出することとしていること。

- (5) 平成18年度の特別交付税の総額は、平成17年度に比し5.9%の減となっているので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、平成17年度において、災害対策及び合併関連経費等年度によって激変する項目により多額の交付を受けている地方公共団体にあつては、これらの事由による減少についても確実に見込むこと。

5 国庫支出金

国庫支出金については、平成18年度予算において、別添資料第5のとおり税源移譲に結びつく改革として1兆2,844億円の改革を行うほか、3,183億円の交付金化の改革、2,640億円のスリム化の改革を行うこととされている。

なお、国庫支出金の総額については、現在のところ確定した金額を把握することは困難であるが、地方財政計画上8.9%程度の減（改革推進公共投資事業償還時補助分を除けば8.3%程度の減）になるものと見込まれる。

また、平成18年度における各種交付金の計上額は、別添資料第9のとおりであり、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金の予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

6 地方債

地方債については、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、平成18年度より協議制度へ移行する趣旨を十分踏まえ、適切に対応された。

平成18年度の地方債計画（別添資料第10）は、地方公共団体が当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を一層推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

これらの留意点については、次のとおりである。

- (1) 地方債協議制度移行後においては、地方債の信用維持等の観点から、赤

字額が標準財政規模に応じ、2. 5%から10%の間で政令において段階的に設定される額以上となる地方公共団体や実質公債費比率（算式については、別添資料第11参照）が18%以上となる地方公共団体の起債等、又は営業収益に対する資金不足額の割合が10%以上の公営企業における起債については、引き続き許可を要することとなることから、地方債の発行に当たっては、将来の実質公債費への影響等に留意するとともに、適切な財政運営に努められたいこと。

(2) 平成18年度からの地方債協議制度への移行に伴い、地方債の手続についても簡素化を行うこととしており、具体的には、市町村分の地方債について現在行われている財務局・財務事務所の市町村ヒアリングについては、原則として都道府県（市町村担当課）ヒアリングに移行し、都道府県及び指定都市分の地方債のうち、全額民間資金債については、財務局・財務事務所のヒアリングを廃止し、書類の送付に替えることとしていること。

(3) 平成18年度地方債計画の総額は、1兆3,946.6億円となり、前年度に比し1兆5,900億円、10.2%の減となっていること。

この内訳として、普通会計分は1兆8,174億円で、前年度に比べて1兆4,445億円、11.8%の減となっており、公営企業会計等分は3兆1,292億円で、前年度に比べて1,455億円、4.4%の減となっていること。

(4) 通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債を2兆9,072億円計上していること。

なお、資金については、原則として市町村について政府資金を配分することとし、8,722億円を確保していること。

(5) 恒久的な減税による減収の一部に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として減税補てん債4,520億円を計上していること。

なお、資金については、市町村について政府資金を配分することとし、1,808億円を確保していること。

(6) 地方一般財源の不足に対処するため、一般公共事業債、学校教育施設等整備事業債、一般廃棄物処理事業債、地域活性化事業債及び臨時地方道整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により財源対策債として1

兆6, 500億円を計上していること。なお、これは個別の地方公共団体の財政措置に不均衡が生じないように調整を図るための調整分を含めて計上しているものであること。

(7) 国庫補助負担金改革における施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、地方公共団体において引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業（一般財源化分）700億円を計上していること。

(8) 団塊の世代の大量定年退職等に伴う平成18年度以降の退職手当の大幅な増加に対処しつつ、今後の総人件費削減を進めるため、10年間の特例措置として、許可により、定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債（退職手当債）の発行を拡充する措置を講じることとし、2,600億円を計上していること。

発行可能団体は、平年度ベースを上回る退職手当額がある団体で、定員・人件費適正化計画を定め、総人件費の削減に取り組む団体とし、発行可能額については、当該団体の退職手当額（国家公務員ベース）が平年度ベースの標準退職手当額を上回る額の範囲内としていること。

なお、当該措置を講じるに当たり、地方財政法の附則に地方債の特例規定を置くための改正を行う予定であること。

(9) 集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる地方公共団体について、通常の地方債に加え、行政改革の取組により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、さらに行政改革推進債を充当することができることとし、3,000億円を計上していること。

(10) 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）の下で合併した市町村を支援するため、合併市町村が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、引き続き、合併特例債及び合併推進債の所要額を計上していること。

また、合併新法の下で、都道府県の構想に位置付けられた市町村合併を支援するため、当該市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、新たに合併推進債の対象とすることとし、所要額を計上していること。

- (11) 平成18年度からの地方債協議制度への移行を踏まえ、基本的に枠外債の解消を図ることとし、国の予算等貸付金債等についても地方債計画に計上するとともに、事業区分について所要の見直しを行っていること。
- (12) 辺地とその他の地域の格差是正を図り、また、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業債の所要額を確保していること。特に、過疎対策事業債については、ほぼ前年度並みの所要額を確保し、過疎地域の自立促進に資する効果的なプロジェクト等を重点的に支援していくこととしていること。
- (13) 地方公共団体が公共施設等に係るアスベストの除去を円滑かつ速やかに行うことができるよう、アスベストの除去に要する経費については「地方財政法」第5条に該当しないものについても特例として地方債の対象とするなど必要な措置を講じることとし、「地方財政法」の附則に地方債の特例規定を置くための改正を行う予定であること。
- (14) 地方債資金については、地方分権の推進や財政投融资制度改革の趣旨、郵政民営化や政策金融改革などの動向を踏まえ、都道府県及び政令指定都市を中心に、市場公募地方債の拡大などによる市場化の一層の推進と公的資金の縮減・重点化を引き続き図るとともに、各地方公共団体の資金調達能力に配慮し、必要な公的資金を確保していること。

この結果、平成18年度地方債計画における地方債資金については、政府資金3兆8,500億円（前年度比8,700億円、18.4%減、地方債計画中の構成比27.6%）、公営企業金融公庫資金1兆4,060億円（前年度比1,270億円、8.3%減、地方債計画中の構成比10.1%）及び民間等資金8兆6,906億円（前年度比5,930億円、6.4%減、地方債計画中の構成比62.3%）となっていること。

なお、政府資金は、財政融資資金3兆3,700億円（前年度比1,700億円、4.8%減、地方債計画中の構成比24.2%）、郵政公社資金のうち郵便貯金資金1,700億円（前年度比2,600億円、60.5%減、地方債計画中の構成比1.2%）、簡易生命保険資金3,100億円（前年度比4,400億円、58.7%減、地方債計画中の構成比2.2%）としていること。

特に、郵政公社資金については、平成19年度での原則廃止に向け、大幅な縮減を図っていること。

また、民間等資金の内訳は、市場公募資金3兆5,000億円（前年度比2,000億円、6.1%増、地方債計画中の構成比25.1%）、銀行等引受資金5兆1,906億円（前年度比7,930億円、13.3%減、地方債計画中の構成比37.2%）となっていること。

(15)民間資金の調達に当たっては、市場公募化の一層の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大型化、発行時期の平準化、償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努められたいこと。特に、証券発行方式の地方債を発行している地方公共団体にあつては、平成18年1月10日から開始された一般債振替制度への円滑な移行を図られたいこと。

全国型市場公募債については、既発行団体にあつては発行規模の拡大に努めるとともに、全都道府県及び政令指定都市が全国型市場公募債を発行することを目指す観点から、未発行団体にあつては積極的にその発行を検討されたいこと。

また、中核市、特例市はもとより、その他の市町村においても、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進している「住民参加型市場公募債」の発行に積極的に取り組まれたいこと。

なお、平成18年度においては、新たに3団体が全国型市場公募債を発行する予定であるとともに、住民参加型市場公募債については、発行団体110団体、3,600億円程度の発行が予定されていること。

発行単位の大型化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、「地方財政法」第5条の7の規定に基づく全国型の共同発行市場公募債については平成18年度において発行規模1兆3,000億円程度、29団体を予定していること。なお、全国規模の共同発行に限らず、近隣地方公共団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行の推進に努められたいこと。

地方債に関する制度のほか、地方債はB I S（国際決済銀行）のリスク

・ウェイトが国債と同様ゼロとされていること、それぞれの地方公共団体における財政健全性を維持するための取組を行っていること等について、地方債の市場化の推進に対応し、住民及び市場関係者の一層の理解を得られるよう、積極的にIR活動（投資家・金融機関等への説明）等情報提供を行われたいこと。

(16) 公共事業の見直しや公共施設の目的外転用に伴い必要となる財政融資資金等の繰上償還を行う場合には、一定の要件のもとで民間資金による借換債を新たに認めることとしていること。

(17) 中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、将来にわたる地方債の発行計画及び償還計画を策定するなど、総合的な地方債管理に努められたいこと。

(18) 施設の耐用年数に比して著しく地方債の償還期間が短いこと等により、公債費が急増している地方公共団体も見受けられるので、公債管理に当たっては、適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意されたいこと。

なお、やむを得ず、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えにより対処することを原則とすべきであり、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねないため、慎まれたいこと。

7 使用料・手数料等

使用料・手数料及び分担金・負担金については、対象事務の見直しを図りつつ、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立脚し、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化を図られたい。

第5 歳出

1 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項に留意し、定員管理及び給与水準の適正化等により、その抑制に特段の努力をされたい。

(1) 各地方公共団体においては、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、

I C T化の推進等の取組により、適正な定員管理を一層推進し、集中改革プランにおいて公表する定員管理の数値目標の達成に向け、定員の純減に努めること。その際、市町村合併の進展を踏まえ、計画的に組織の合理化や公共施設の効率的な配置を進めることなどにより、一層の定員管理の適正化に努められたいこと。

なお、国の法令による定員配置の基準を超えて職員配置をしている場合にあっては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定員の適正化を図るなど、適切に対処されたいこと。

- (2) 地方財政計画上の職員数については、総人件費改革基本指針における4.6%以上純減するとの目標を踏まえ、その一年度分に相当する22,602人の純減としていること。
- (3) 義務教育諸学校及び公立高等学校（特殊教育諸学校高等部を含む。）の教職員については、地方財政計画上、児童生徒数の減少等に伴い、それぞれ941人、4,612人の減員を見込んでいること。

公立大学、公立幼稚園の教員については、地方財政計画上、3,085人の減員（大学独立法人化による教員数の減員2,570人を含む。）を見込んでいること。
- (4) 一般職員（教員、警察官、消防職員及び警察事務職員等を除く職員。）については、地方財政計画上、17,057人の減員を見込んでいること。
- (5) 警察官については、地方財政計画上、現下の治安状況を勘案し、警察組織の徹底的な合理化が進められることを前提に、3,500人の増員を行うこととしていること。また、警察事務職員については、407人の減員を見込んでいること。
- (6) 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第12のとおり改定される予定であること。
- (7) 地方公務員災害補償基金負担金については、別添資料第13のとおり改定される予定であること。
- (8) 団塊の世代の大量定年退職等に対処するため、地方財政計画上の退職手当を前年度に比し16.9%増の2兆500億円程度計上することとしていること。

(9) 平成18年度においては、前年度に引き続き国の予算において給与改善費を計上しないこととされたため、地方財政計画においても給与改善費を計上しないこととしているので留意されたいこと。

(10) 地方財政計画上の給料単価等については、平成17年人事院勧告の給与構造改革を踏まえ、地方公共団体においてこれと同様の見直しを実施したものとした額を見込んでいること。

2 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項に留意しつつ、経費全般について徹底した見直しを行い、重点化を図るとともに、その節減合理化に努められたい。

(1) 国の委託費、補助金等については、廃止、減額等が行われているものもあるので、このような状況を踏まえて受託事業、補助事業等の予算計上、事業実施等に当たること。

(2) 平成18年度地方財政計画においては、一般行政経費（単独）のうち、人間力の向上・発揮（教育・文化、科学技術、IT）、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、公平で安心な高齢化社会・少子化対策、循環型社会の構築・地球環境問題への対応といった新重点4分野や社会福祉系統経費、市町村合併、治安維持対策に係る施策など地域において必要な行政課題に対して適切に財源措置を行う一方、その他の分野に係る既定の行政経費については自助努力による節減分を見込みつつ極力縮減し、前年度に比し約0.2%減の1兆4,800億円程度（伸率については、国庫補助負担金の一般財源化に係る影響分を除く。）を計上することとしていること。

なお、平成18年度の国庫補助負担金の一般財源化に伴い、補助事業から単独事業に移行した事業については、上記一般行政経費（単独）に含めて、所要の事業費全額（2,700億円程度）を計上することとしていること。

平成18年度は投資的経費（単独）との一体的かい離是正分として、1兆円を増額計上することとしており、これを含めた場合、前年度に比し約7.8%増の1兆3,800億円程度となること。

(3) 国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,847億円、都

道府県調整交付金 4, 939 億円及び国保財政安定化支援事業 1, 000 億円については、国民健康保険関係事業費として 9, 786 億円を計上することとしていること。

(4) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に所要額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

(5) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成 18 年度においては、5, 700 億円程度（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。

(6) 運輸事業振興助成交付金については、引き続き地方財政計画に所要額を計上することとしていること。

3 投資的経費

地方公共団体が財政の健全化に留意しつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備や生活関連社会資本整備を実施することが求められており、各地方公共団体においては、地域の実情に即した適切な事業を選択し、事業の重点的かつ効果的な実施に努められたい。

(1) 国の公共投資関係費は前年度比 4. 8%減とされたところであるが、地方財政計画においては、投資的経費のうち直轄事業負担金については、前年度に比し、約 0. 7%減の 1 兆 1, 300 億円程度、補助事業費については、前年度に比し約 3. 8%減の 5 兆 6, 700 億円程度となる見込みであること。

(2) 地方単独事業費については、前年度比 19. 2%減の 10 兆 900 億円程度を計上することとしているが、一般行政経費（単独）との一体的なikai離是正分を除いた伸び率は 3. 2%の減であり、既定経費の節減合理化や基金の活用などにより財源の確保に努めるとともに、「地域活性化事業」や「地域再生事業」の活用を図り、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業を実施されたいこと。

(3) また、公共工事については、「公共工事コスト縮減に対する取組について」（平成 12 年 9 月 1 日付け自治事務次官通知）及び「公共工事コスト構造改革に対する取組について」（平成 15 年 10 月 24 日付け総務事務

次官通知)に基づき、より一層のコスト縮減に取り組み、縮減率の公表を推進されたいこと。

4 公債費

公債費については、近年の投資的経費の抑制などにより、地方財政計画上前年度に比し0.6%程度の減を見込むこととしているが、なお高い水準にあるとともに公債費の状況は各地方公共団体において異なるものであること等にかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

5 維持補修費

維持補修費については、地方財政計画上前年度に比し0.5%程度の減を見込むこととしているが、各種公共施設等について計画的に補修を行い、その機能が十分に発揮されるよう適切な措置を講じられたい。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」(昭和27年法律第292号)等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営健全化等を推進するなど経営基盤の強化を図るとともに、生活関連社会資本の整備及び社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開に配慮し、地方財政計画に所要額を計上することとしているので、この趣旨に沿って適正な運用を図られたい。

7 その他

次の諸点に、特に留意されたい。

(1) 国等に対し施設又は用地を無償で提供する等の事例が見受けられるが、「地方財政再建促進特別措置法」(昭和30年法律第195号)第24条第2項の規定に基づき適正に対処すること。

また、国鉄民営化に伴い設立された旅客会社等に対する寄附金等の支出についても、同法の趣旨を踏まえ、引き続き適切に対処すること。

(2) 公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、近年、経営状況が悪化し、収益率が低下しているところであるので、

各施行団体にあっては、魅力の向上による売上げの増加を図り、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じ、今後の事業の在り方についても検討を行うこと。

なお、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金について、地方債を充当することができることとしており、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り組まれないこと。

- (3) 公共工事の入札及び契約手続については、地方公共団体において、これまでの改善の取組を引き続き推進しつつ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）により義務付けられている事項について、早期に完全実施するとともに、同法に基づく指針に従い、必要な措置を講じるよう努められたいこと。

また、一般競争入札の適切な実施や多様な入札・契約方式の推進、電子入札の導入等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知）の趣旨を十分に踏まえ、適切に対処されたいこと。

- (4) 公共工事の品質の確保については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）が平成17年4月1日に施行され、また、同法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が平成17年8月26日に閣議決定されたことを踏まえ、同法及び同方針に基づいて、公共工事の品質確保の促進を図るための必要な措置を講じるよう努められたいこと。

- (5) 国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設を指し、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。）については、新設及び増築を禁止することとされ、地方公共団体に対しても、この措置に準じて措置するよう要請するものとされているところであり（平成12年5月26日閣議決定）、「民間と競合

する公的施設の改革について」（平成12年6月9日付け自治事務次官通知）に基づき、適切に対処されたいこと。

(6) 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」

（平成13年法律第120号）により、住民票の写しの交付等の事務を郵便局において取り扱うことができることとされているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、引き続き本制度の活用に努められたいこと。

なお、「郵政民営化の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第102号）により、郵政民営化後の郵便局においても従前どおり「地方公共団体の特定事務」を受託することができることとされていること。

第6 地方公営企業

1 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次のような措置を講じることとしているので、その適切な活用に努められたい。

(1) 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。

また、安全対策及び災害対策を積極的に推進するとともに、公営企業借換債の確保等により経営健全化への取組を支援することとしていること。

(2) 公営企業金融公庫資金においては、臨時特別利率分として、3,600億円を確保するとともに、既往債の利子を軽減する観点から、公営企業借換債について、資本費負担が著しく高い一定の地方公営企業を対象とした従来分について借換枠を1,000億円（利率要件6.0%以上）としているほか、臨時特例措置として、利率7.3%以上の一定の公営企業債について借換枠を1,000億円とし、地方債計画に総額2,000億円（前年度2,000億円）計上していること。

(3) 水道事業については、破損事故率、漏水率が高くなっている老朽管の更新事業において、平成17年度を目標に計画的に更新を進めることとしてきたが、全量更新に至らなかったため、資本費要件を見直した上でこれま

での地方財政措置を平成20年度まで延長することとしているので、積極的に取り組まれないこと。

- (4) 簡易水道事業については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に簡易水道事業債（臨時措置分）を措置することとし、その結果充当率を100%（うち臨時措置分10%）に引き上げることとしていること。

なお、当該臨時措置分に係る簡易水道事業債の元利償還金については、その全額を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

- (5) 下水道事業については、資本費（元利償還金）を合流式と分流式に区分したうえで、雨水分に対する一般会計繰出金を実態等に見合った地方財政措置に見直すとともに、新たに汚水公費分として分流式資本費に対して処理区域内人口密度別等により一般会計の繰出金の措置を設けることとし、これに沿った地方財政措置を講じることとしていること。

なお、平成17年度までに発行した下水道事業債に係る元利償還金については、従来の公費負担割合（雨水相当分7割）による額と新たな公費負担割合（雨水分及び汚水公費分）による額との差額を下水道事業債（特別措置分）に振り替え、当該特別措置分に係る下水道事業債の元利償還金については、後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

また、地理的条件や個別事情によって料金の対象となる汚水資本費（使用料対象資本費）が高水準となる事業に対する高資本費対策として、一定の使用料徴収を前提に資本費の一部に地方交付税措置を講じることとしていること。

下水道事業の経営健全化を図るため、一般会計の負担が過大になっている団体においては、早急に使用料の適正化に取り組まれないこと。

加えて、下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うため、資本費平準化債として所要の地方債措置を講じることとしているので積極的に活用されたいこと。

さらに、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に下水道事業債（臨時措置分）を措置することとしていること。

と。その結果充当率を流域下水道にあつては100%（うち臨時措置分について国庫補助事業においては40%、地方単独事業においては10%）に、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設にあつては90%（うち臨時措置分30%）に引き上げることとしていること。

なお、当該臨時措置分に係る下水道事業債の元利償還金については、その全額（流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。）を後年度において基準財政需要額に算入することとしていること。

(6) 交通事業については、地下鉄等の鉄軌道における防災対策及び安全対策を総合的に支援するため、耐震性強化、防災情報の迅速な伝達体制の整備等について、新たに地方財政措置を講じることとしていること。

(7) 病院事業については、近年における自治体病院経営を取り巻く環境の変化に的確に対応し、医療資源の効率的活用に資するため、地域における当該病院の役割を明確にしたうえで、他の医療機関との連携・機能分担及び病床の合理化を一層推進すること。また、経営の透明性を確保する観点からも、職員数・給与の見直し、民間委託の推進を図る等経営の徹底した効率化を図り、適切な医療の確保に努めること。なお、災害時における医療提供体制を整備するため、災害拠点病院が行う救急医療に必要な資機材、薬品等の備蓄について、新たに地方交付税措置を講じることとしていること。

平成18年度予算編成の基本方針

平成17年12月6日
閣議決定

I 我が国の経済・財政と構造改革の推進

(緩やかな回復を続ける我が国経済)

景気は、緩やかな回復を続けている。

我が国経済は、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、世界経済が着実に回復する中、地域によってばらつきが見られるものの、国内民間需要中心の緩やかな回復が続くと見込まれる。

物価は依然として緩やかなデフレ状況にあるが、実体経済が緩やかに回復する中、政府の日本銀行と一体となった政策努力の強化・拡充により、デフレからの脱却に向けた着実な進展が見込まれる。

一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要がある。

(基礎的財政収支の黒字化に向けて)

我が国財政は、平成17年度予算では公債依存度が41.8%にも及ぶなど、先進国のいずれの国と比較しても極めて深刻な状況にある。また、高齢化の進展等に伴う諸経費の増大や公債の累増に伴う国債費の増大等により歳入歳出構造はますます硬直化してきている。2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化に向け、歳出・歳入の両面において思い切った見直しを進め、将来世代に責任が持てる財政を確立する必要がある。このため、上記の経済判断を踏まえ、実体経済の自立的回復を維持しつつ、平成18年度予算において、景気回復等による歳入面の環境改善に甘えることなく、厳しく歳出を見直し、「歳出・歳入一体改革」の第一歩として力強く踏み出すこととする。

(「小さくて効率的な政府」の実現、デフレからの脱却)

改革の芽が様々な分野で大きな木に育ちつつある今こそ、更に構造改革を加速・拡大し、21世紀にふさわしい仕組みを作り上げていかなければならない。本格的な人口減少・超高齢社会の到来や地球規模でのグローバル化の進展など時代の潮流に適切に対応するため、「改革なくして成長なし」「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」との方針の下、郵政民営化の着実な実施、政策金融改革、総人件費改革、資産・債務改革、市場化テストによる民間への業務開放・規制改革等を通じ、不退転の決意で「小さくて効率的な政府」を実現する。これにより国民や市場の信頼を確保する。

また、デフレの克服は引き続き重要な政策課題であり、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図る。

日本経済の再生は元気な地域経済に支えられて実現する。地域再生の取組の強化や構造改革特区の拡充などを通じ、地域自らの意欲と行動に立脚した地域経済の活性化を推進する。

Ⅱ 平成18年度予算の基本的考え方

(歳出改革の堅持・強化)

平成18年度予算は、重点強化期間最後の重要な予算であり、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)以来の構造改革に一応の目途をつけるものと位置付けられる。同時に改革を加速するための予算でもある。また、中期的には引き続き「2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化」及び「デフレの克服、民需主導の持続的経済成長」の実現を図らなければならない。そのため、予算編成に当たっては、小さくて効率的な政府の実現に向け従来の歳出改革路線を堅持・強化する。このため、三位一体改革を推進するとともに、総人件費改革、医療制度改革、特別会計改革、資産・債務改革、政策金融改革等の構造改革について、順次予算に反映させる。また、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出の水準について前年度よりも減額し、一般会計歳出についても厳しく抑制を図る。さらに、足下の経済情勢や税收動向を踏まえ、新規国債発行額について平成17年度(34.4兆円)よりも大幅に減額し、30兆円にできるだけ近づける。

予算の配分に当たっては、「公共投資関係費」、「裁量的経費」については、2割増の要望を認めつつ、その総額を前年度予算額から3%減算した額及び重点化促進加算額の範囲内とすることを基本に厳しく抑制を図る。「義務的経費」は、自然増を放置することなく、制度・施策の抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図る。また、予算執行実績を的確に踏まえた予算とするため、個々の経費の積算内訳にまで踏み込んだ見直しを行い、その結果を適切に反映させる。

予算配分の重点化・効率化に当たっては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定。以下「基本方針2005」という。)における「活性化のための政策三指針」を踏まえ、活力ある社会・経済の実現に向けた4分野(下記Ⅲの1から4までに掲げる分野。以下「重点4分野」という。)へ施策を集中する。また、各府省は、各施策について成果目標を提示し、厳格な事後評価を行う。政策評価等を活用し、歳出の効率化・合理化を進める。さらに、民間委託・PFIなど民間活力の活用による効率化に努めるとともに、物価動向や行政サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引下げ、経費を削減する。

(総人件費改革の推進)

公務員の定員の大幅な純減と給与制度改革の強力な推進等により、総人件費改革

に強力に取り組む。このため、「総人件費改革基本指針」を受けて政府としての実行計画を年内に策定し、平成18年度の予算や地方財政計画から順次反映させる。

(特別会計の抜本的な改革等)

① 特別会計

特別会計については、事務事業を厳格に精査し、引き続き歳出の効率化・合理化を図り、一般会計からの繰入や民間等からの借入を抑制するほか、明確な必要性がない剰余金・積立金については、国債残高の抑制を図り国民負担の軽減につなげるために活用する。また、各特別会計の性格に応じて、独立行政法人化・民営化や一般会計への統合等による廃止も含めた抜本的な制度改革を検討し、平成18年度予算から順次実施する。

特定財源の在り方については、それぞれの財源の性格や資源の適正配分の観点等から、一般財源化を含め、総合的に検討する。道路特定財源の見直しについては、年内に基本方針をとりまとめる。

② 成果重視事業・政策群等

成果目標 (Plan) - 予算の効率的執行 (Do) - 厳格な評価 (Check) - 予算への反映 (Action) を実現する予算制度改革を定着させる。このため、「モデル事業」を試行から一般的取組に移行させる第1ステップとして、その基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化した「成果重視事業」を創設する。また、政策群については、府省横断的な予算の重複排除と関係府省間の連携を進める。

政策評価の改善・充実を図りつつ、政策評価と予算との連携強化を更に進める。

(税制改革)

税制については、「基本方針2005」やこれまでの与党税制改正大綱も踏まえ、重点強化期間内を目途に結論を得るべく、包括的かつ抜本的な検討を引き続き進める。

平成18年度税制改正においては、昨年度に引き続き、定率減税の見直しについて、導入時の経緯や上記Ⅰの今後の経済動向等についての認識を踏まえ検討を行う。また、期限の到来する研究開発やIT投資等に対する減税の見直し等について検討する。

(資産・債務改革等)

政府資産・債務改革を積極的に推進する。国債発行に当たっては、国債の安定消化を図るとともに、各種のリスクを踏まえつつ中長期的な観点からコストの抑制に努めることを基本とし、一層の債務管理政策の充実を図る。また、売却可能な国有財産の一層の売却促進に努め政府の資産の縮減を図る。

政策金融改革を推進するとともに、財政投融资については、民業補完の原則の下、対象事業の重点化・効率化に努める。

Ⅲ 歳出の見直しと構造改革の推進

平成18年度予算は改革の総仕上げに向け、歳出全体を厳しく見直し、大胆な質的改善を図る。1から4までに掲げる重点4分野について、これまでの実績・評価を考慮しつつ、政策効果が顕著なものについて重点的かつ効率的に推進する。また、5から7までに掲げる事項についても制度・施策の見直しを行う。その際、各施策の推進に当たっては、安全・安心について十分に配慮する。

さらに、ODAその他の歳出分野についても「基本方針2005」に即し、歳出の見直しに取り組む。

1 人間力の向上・発揮－教育・文化、科学技術、IT

競争的環境の下で、世界最高水準の大学を育成するため、大学改革を一層促進するとともに、大学院における教育研究の質的向上を進める。機関補助については、競争原理に基づく支援策へのシフトを更に推進するとともに、奨学金事業については、適切な債権管理策を講じつつ、意欲と能力のある学生の主体的な自助努力への支援を進める。初等中等教育については、習熟度別少人数指導などにより確かな学力の向上と豊かな心の育成に向けた取組を進める。そのため、評価の充実、多様性の拡大、競争と選択の導入の観点をも重視しつつ、教育改革を推進する。また、青少年の健全育成を推進するとともに、関係行政機関等が連携し、国民運動として食育を推進する。さらに、国民の豊かな感性を育み国際文化交流及び地域の活性化に資する文化芸術が尊重され、国民の体力及び競技力を向上させるスポーツが活かされた豊かな国づくりを進める。

雇用のミスマッチを縮小する施策に取り組むとともに、フリーター常用雇用化プランの強化、若者の働く意欲の向上や地域との連携強化など「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」を強化・推進する。

「新産業創造戦略2005」を踏まえ、戦略分野について施策の重点化を図る。また、「総合物流施策大綱（2005-2009）」（平成17年11月15日閣議決定）に基づき、物流施策を総合的・一体的に推進する。

第三期科学技術基本計画の下で改革と投資の重点化を推進することにより、科学技術創造立国の実現を図る。基礎研究の推進や政策課題に対応した研究開発の重点化、科学技術人材の育成・強化を図るとともに、重点化すべきとされた分野においても更に領域を絞り込み、投資効果を一層向上させる。競争的研究資金については、拡充の成果を十分に検証しつつ、その拡充を図る。また、産学官連携の推進及び地域科学技術の振興を図るとともに、「地域の知の拠点再生プログラム」（仮称）を推進する。さらに、知的財産立国に向け、「知的財産推進計画2005」に基づく施策を推進する。

世界最先端のIT国家であり続けるため、これまでの「e-Japan戦略」等の評価を行い、既存プロジェクトの見直しを図るとともに、利用者・生活者の視点、国際的な視点に立った新たなIT戦略の下で、IT化の遅れた領域への対応の強化や国民・社会の要請する課題の解決に取り組む。また、2010年までに次世代情報社会（ユビキタスネット社会）を実現するために、「u-Japan政策」を推進する。

2 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

都市の魅力と国際競争力を高めるため、民間都市開発を促進するとともに、中心市街地の活性化等地域の創意工夫による自主的・自立的な都市再生を推進する。また、地域経済の活性化と地域雇用の創造に向け、地域の再生に向けた取組を進めるとともに、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）等に基づく農林水産業の競争力の強化・担い手に着目した経営安定対策等の推進や建設業の新分野進出支援など地域の基幹産業の活性化、都市と農山漁村の共生・対流、観光立国の実現等を総合的に推進する。さらに、地方の自立と活性化を促進するため、市町村合併を効果的に支援する。

活力ある中小企業の革新と再生を積極的に支援するため、中小企業者への資金供給の円滑化等を図るとともに、中小企業の技術開発、人材確保、新事業展開等を支援する。

国家・国民の安全と安心を確保するために、公共施設や住宅等の耐震化等の大規模地震対策、治山治水対策をはじめとし、消防等の防災対策を推進するとともに、テロ、有事に係る体制整備を推進する。併せて、陸・海・空の公共交通の安全対策を総合的に推進する。また、国民の不安を払拭し「世界一安全な国、日本」の復活を図るための強力な治安対策を推進するとともに、児童生徒等の安全確保対策、情報セキュリティ対策、犯罪被害者等のための施策、衛生上の安全確保等を進める。

3 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

人口減少社会の到来を踏まえ、国の基本政策として少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。このため、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）及び「子ども・子育て応援プラン」に基づき、職場と地域を通じた子育て支援体制の強化、待機児童ゼロ作戦をはじめとする仕事と子育ての両立支援、男性・女性を通じた働き方の見直し、子育ての支え合いと連帯等を進めるとともに、生命の大切さや家庭の役割について理解を深める等少子化対策の推進を図りつつ、国民的運動を展開する。また、年内に策定する「女性の再チャレンジ

応援プラン」(仮称)を踏まえた施策を進める。

介護、子育て支援サービス基盤の効果的な整備の推進や「健康フロンティア戦略」を踏まえた健康寿命の延伸を図るとともに、高齢者・障害者に配慮した生活環境の整備、社会参加活動を推進する。

さらに、アスベスト問題に対応するため、被害者救済対策やアスベストの早期かつ安全な除去等に取り組む。また、科学に基づいた食の安全と消費者の信頼の確保を図る。

総合法律支援の実施及び体制整備等、国民に身近で頼りがいのある司法を目指す司法制度改革に引き続き取り組む。

4 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

環境保護と経済発展の両立のため、関係府省は施策の重複を排除しつつ連携・協力を強化する。「京都議定書目標達成計画」(平成17年4月28日閣議決定)に基づき、京都議定書の削減約束の達成、脱温暖化社会の構築へ向け、国民各層一体となった取組を推進する。このため、省エネ・新エネ対策や、京都メカニズムの活用、多様で健全な森林の整備・保全等の取組を確実に実施する。環境技術の実用化に向けた研究開発等科学技術の活用を進めるとともに、廃棄物等の発生抑制、再使用、リサイクルや不法投棄の防止等を着実に実施する。自然との共生や都市のヒートアイランド対策を進める。石油・天然ガス、原子力発電を含むエネルギー安定供給確保策の強化を進める。

5 社会資本整備

(公共投資の重点化)

重点4分野を中心に「基本方針2005」を踏まえた施策の集中を図るとともに、整備水準、整備の緊急性、国と地方の役割分担等の観点から、きめ細かく重点化を図る。

具体的には、防災・減災等による安全・安心の確保や我が国の競争力強化、都市再生・地域再生を推進する観点を踏まえた重点化を進めることとし、三大都市圏環状道路、スーパー中枢港湾、大都市圏拠点空港等を推進するとともに、地方の自主性・裁量性を拡大しつつ、災害対策、都市機能の高度化、公共空間のバリアフリー化、リサイクルの推進等の課題について、事業横断的に取り組む。災害対策については、対象の重点化、規制手法の活用、ソフト施策との連携など、総合的な対策を講ずる。

他方、上下水道、大規模ダム、都市公園、地方道、地方港湾、地方空港、農山漁村の生活環境整備等については、事業の必要性を精査し、これまでの「予算編

成の基本方針」に基づき、引き続き見直しを行う。

また、地域間の予算配分は、整備状況を踏まえて弾力的に行う。

(公共事業の効率的・効果的な実施)

既存ストックの有効活用、効率的・計画的な維持管理の推進、PFIの活用、規格の見直し等による効率的な公共事業の実施に努め、5年間で15%の総合コスト縮減を図ることを目標とする公共事業コスト構造改革を引き続き強力で推進する。併せて、社会資本整備の効率をより高めるため、関連するソフト施策との連携を推進する。

また、談合の排除など、入札・契約の透明性、公正性を確保する。そのため、再発防止策の厳格な運用を図るとともに、引き続き不断に見直しを進める。

(事業評価の厳格な実施等)

効率的な事業実施のために、事前・事後の事業評価を厳格に実施する。事業評価に当たっては、第三者によるチェック機能の活用、情報公開の徹底、透明性の確保を図りつつ、事業評価を踏まえて個別事業の新規採択・継続・中止を判断するなど、評価結果の予算への反映を徹底する。

6 社会保障制度

少子高齢化が進展する中で、経済・財政と均衡がとれ、将来にわたり持続可能な制度を構築するため、社会保障の一体的見直しを進める。

平成18年度予算においては、こうした考え方の下、医療、介護その他の分野の制度改革等により、社会保障関係費の自然増を抑制する。

なお、年金についても、被用者年金制度の一元化に向けた具体的な処理方針をできるだけ早く決定できるよう検討を進める。

(医療制度改革)

医療制度については、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、政府・与党医療改革協議会による「医療制度改革大綱」(平成17年12月1日)に基づき、「安心・信頼の医療の確保と予防の重視」、「医療費適正化の総合的な推進」、「超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」という基本的考え方の下、構造改革を推進し、平成18年度予算から反映させる。

(介護)

介護報酬については、賃金・物価の動向等の昨今の経済動向、介護事業経営実態調査の結果、保険財政の状況、平成17年度改定等を踏まえ、適正に見直す。また、効率的かつ効果的な介護予防の推進、在宅中重度者への対応等の観点から、

介護報酬体系の見直しを行う。

7 地方財政

国と地方に関する「三位一体の改革」について、平成18年度までの三位一体の改革に係る「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえて以下のように取り組み、その成果を平成18年度予算に適切に反映する。

国庫補助負担金について、税源移譲に結びつく改革、スリム化の改革及び交付金化の改革を進め、平成18年度までに4兆円を上回る廃止・縮減等の改革を行う。

税源移譲は、これまでの国庫補助負担金の改革の結果を踏まえ、3兆円規模とする。この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成18年度予算においては、税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

地方交付税については、累次の「基本方針」に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行う。平成18年度においては、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行い、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成18年度においても地方財政計画の合理化、透明化を進める。また、地方財政計画の計画と決算の乖離の是正を図り、重点強化期間内に解消の目処をつけるよう努める。引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組むとともに、不交付団体（市町村）の人口の割合を着実に高める。

資料2

平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

〔平成17年12月19日
閣議了解〕

1. 平成17年度及び平成18年度の主要経済指標

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	対前年度比増減率					
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	496.2	503.9	513.9	0.5	1.7	1.6	2.7	2.0	1.9
民間最終消費支出	285.2	289.1	294.3	1.0	1.7	1.3	1.9	1.8	1.6
民間住宅	18.3	18.3	18.5	2.3	1.7	0.0	▲ 0.7	1.0	0.4
民間企業設備	71.1	75.9	79.6	4.4	5.4	6.8	7.7	4.8	5.0
民間在庫品増加 ()内は寄与度	▲ 1.0	▲ 0.4	0.3	(▲ 0.3)	(▲ 0.3)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
財貨・サービスの輸出	67.0	73.8	81.1	11.0	11.4	10.0	7.7	9.9	7.3
(控除)財貨・サービスの輸入	58.1	67.1	73.1	13.5	8.7	15.5	7.2	8.9	5.1
内需寄与度				0.6	1.3	2.0	2.5	1.7	1.5
民間寄与度				1.0	1.6	1.9	2.4	1.9	1.7
公需寄与度				▲ 0.4	▲ 0.3	0.1	0.1	▲ 0.2	▲ 0.2
外需寄与度				▲ 0.1	0.5	▲ 0.5	0.2	0.3	0.4
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%	%程度	%程度		
労働力人口	6,639	6,660	6,660		▲ 0.3	0.3			0.0
就業者総数	6,332	6,370	6,385		0.2	0.6			0.2
雇用者総数	5,355	5,410	5,440		0.3	1.0			0.5
完全失業率	%	%程度	%程度						
	4.6	4.3	4.1						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	4.1	1.8	2.9						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	1.5	1.7	0.9						
消費者物価指数・変化率	▲ 0.1	▲ 0.1	0.5						
GDPデフレーター・変化率(注)	▲ 1.2	▲ 1.1	0.1						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%	%程度	%程度		
貿易・サービス収支	9.6	7.0	8.5						
貿易収支	13.2	9.8	11.5						
輸出	58.8	64.3	71.2		10.2		9.3		10.8
輸入	45.7	54.5	59.8		13.2		19.3		9.6
経常収支	18.2	18.4	20.7						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	3.7	3.7	4.0						

(注) GDPデフレーター(物価変動指数): 名目成長率からGDPデフレーターの変化率を差し引くと実質成長率になる。

2. 平成17年度の経済動向及び平成18年度の経済見通し

(1) 平成17年度の経済動向

平成17年度の我が国経済は、年央には、それまでの輸出・生産などに見られた弱い動きを脱し、景気は、緩やかな回復を続けている。

企業部門の好調さが、雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及しており、民間需要中心の緩やかな回復が続くと見込まれる。

しかし、デフレからの脱却に向けた進展が見られるものの、物価は依然としてデフレ状況にある。実体経済が緩やかに回復し、デフレ圧力の低下により消費者物価の下落幅は縮小しているが、原油価格の高騰により輸入物価が上昇している中、GDPデフレーター（物価変動指数）は下落を続けている。

こうした結果、平成17年度の国内総生産の実質成長率は、2.7%程度（名目成長率は1.6%程度）になると見込まれる。

(2) 平成18年度の経済見通し

平成18年度においても、消費及び設備投資は引き続き増加し、我が国経済は、民間需要中心の緩やかな回復が続けると見込まれる。

物価については、政府・日本銀行が一体となった取組を行うことにより、デフレ脱却の展望が開け、消費者物価やGDPデフレーターも、年度を通して見るとわずかながらプラスに転じると見込まれる。デフレからの脱却の判断に当たっては、物価の基調やその背景を総合的に考慮し、慎重な判断を行うことが必要である。

こうした結果、平成18年度の国内総生産の実質成長率は、1.9%程度（名目成長率は2.0%程度）になると見込まれる。

①実質国内総生産

(i) 民間最終消費支出

雇用・所得環境が改善することから、引き続き増加する（対前年度比1.6%程度の増）。

(ii) 民間住宅投資

雇用・所得環境が改善することから、安定的に推移する（対前年度比0.4%程度の増）。

(iii) 民間企業設備投資

企業収益の改善に支えられ、引き続き増加する（対前年度比5.0%程度の増）。

(iv) 公需

歳出改革路線の堅持・強化により、公的固定資本形成が減少することや、医療、介護における制度改革により医療や介護の保険給付の自然増が抑制されること等から、減少する（実質経済成長率に対する公需の寄与度マイナス0.2%程度）。

(v) 外需

世界経済の成長が続く中で、引き続き増加する（実質経済成長率に対する外需の寄与度0.4%程度）。

②労働・雇用

厳しさが残るものの改善に広がりが見られ、完全失業率は前年度に比べ若干低下する（4.1%程度）。

③鉱工業生産

内需、外需が増加することから、引き続き増加する（対前年度比2.9%程度の増）。

④物価

国内企業物価は、上昇を続ける（対前年度比0.9%程度の上昇）。消費者物価（対前年度比0.5%程度の上昇）やGDPデフレーター（対前年度比0.1%程度の上昇）は、わずかながらプラスに転じる。

⑤国際収支

所得収支の黒字が大きい中、世界経済と国内需要がともに回復を続けることにより、輸出入とも増加し、経常収支黒字はやや拡大する（経常収支対名目GDP比4.0%程度）。

なお、今後の原油価格や世界経済の動向等が我が国経済に与える影響には留意する必要がある。

（注1）名目成長率からGDPデフレーターの変化率を差し引くと実質成長率になる。

（注2）本経済見通しにあたっては、「3. 平成18年度の経済財政運営の基本的態度」に記された経済財政政策を前提としている。

（注3）世界GDP、円相場、原油価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
世界GDP（日本を除く）	3.7%	3.3%	3.4%
円相場（円/ドル）	107.5	113.6	118.4
原油価格（ドル/バレル）	38.7	54.6	56.5

（備考）

1. 世界GDP（日本を除く）は、国際機関等の経済見通しを基に算出。

2. 円相場は、平成17年11月1日～11月30日の1か月間の平均値（118.4円）で以後一定と想定。

3. 原油価格は、平成17年9月1日～11月30日の3か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加して以後一定と想定（56.5ドル）。

（注4）我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見しがたい要素が多いことにかんがみ、上記の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

3. 平成 18 年度の経済財政運営の基本的態度

政府は、「改革なくして成長なし」、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との方針の下、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」等に基づき、郵政民営化の着実な実施、政策金融改革、総人件費改革、資産・債務改革、市場化テストによる民間への業務開放・規制改革等を通じ「小さくて効率的な政府」を実現するとともに、規制・金融・税制・歳出等の改革を推進するなど、各分野にわたる構造改革を断行する。こうした取組を進めることにより、経済活性化を実現し、民間需要主導の持続的な経済成長を図る。また、デフレからの脱却を確実なものとするため、政府は、日本銀行と一体となって政策努力の更なる強化・拡充を図る。

なお、今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行う。

上記の経済見通しの前提となる主要な経済財政政策は以下のとおり。

- 規制分野：「市場化テスト」の平成 18 年度からの本格的導入に向け、「公共サービス効率化（市場化テスト）法案」（仮称）を次期通常国会に提出するなど、規制改革・民間開放を推進する。
- 金融分野：金融・投資サービスに関する横断的法制としての「投資サービス法」（仮称）について早期の法制化に取り組むなど、利用者の満足度が高く、国際的に高い評価が得られ、地域経済にも貢献する「金融サービス立国」を実現するための諸施策を着実に実施する。
- 税制分野：「平成 18 年度与党税制改正大綱」（平成 17 年 12 月 15 日）を踏まえ、定率減税、政策減税等について、所要の措置を講じる。
- 歳出分野：「平成 18 年度予算編成の基本方針」（平成 17 年 12 月 6 日閣議決定）等を踏まえ、歳出改革路線を堅持・強化する。
- 三位一体の改革：平成 18 年度までの三位一体の改革に係る「政府・与党合意」等を踏まえ、4 兆円を上回る国庫補助負担金の改革、3 兆円規模の税源移譲、地方交付税改革を確実に実現する。
- 社会保障制度改革：将来にわたり持続可能な制度を構築するための社会保障の一体的見直しの議論等を踏まえ、平成 18 年度には、医療制度改革大綱（平成 17 年 12 月 1 日）等に基づき、医療、介護その他の分野の制度改革等に取り組む。

資料3

平成18年度一般会計歳入歳出概算

平成17年12月24日
(単位 百万円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	平成18年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
歳 入				%
1. 租税及印紙収入	44,007,000	45,878,000	1,871,000	4.3
2. その他収入	3,785,918	3,835,024	49,106	1.3
3. 公 債 金	34,390,000	29,973,000	△ 4,417,000	△ 12.8
合 計	82,182,918	79,686,024	△ 2,496,894	△ 3.0
歳 出				
1. 国 債 費	18,442,174	18,761,560	319,386	1.7
2. 地方交付税交付金 等	16,088,920	14,558,434	△ 1,530,486	△ 9.5
3. 一 般 歳 出	47,282,898	46,366,030	△ 916,868	△ 1.9
4. 改革推進公共投資 事業償還時補助等	368,926	—	△ 368,926	—
合 計	82,182,918	79,686,024	△ 2,496,894	△ 3.0

(注) 計数整理の結果、異動を生ずることがある。

平成18年度一般会計歳出概算主要経費別内訳

平成17年12月24日
(単位 百万円)

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成18年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
				%
(社会保障関係費)				
1. 生活保護費	1,922,972	2,046,077	123,105	6.4
2. 社会福祉費	1,644,326	1,511,720	△ 132,606	△ 8.1
3. 社会保険費	15,863,803	16,162,091	298,288	1.9
4. 保健衛生対策費	483,223	421,284	△ 61,939	△ 12.8
5. 失業対策費	466,443	432,726	△ 33,717	△ 7.2
計	20,380,767	20,573,898	193,131	0.9
(文教及び科学振興費)				
1. 義務教育費国庫負担金	2,114,993	1,676,349	△ 438,644	△ 20.7
2. 科学技術振興費	1,316,971	1,331,195	14,224	1.1
3. 文教施設費	133,532	114,505	△ 19,027	△ 14.2
4. 教育振興助成費	2,019,744	2,009,694	△ 10,050	△ 0.5
5. 育英事業費	137,794	135,361	△ 2,433	△ 1.8
計	5,723,034	5,267,104	△ 455,930	△ 8.0
国 債 費	18,442,174	18,761,560	319,386	1.7
(恩給関係費)				
1. 文官等恩給費	39,990	35,874	△ 4,116	△ 10.3
2. 旧軍人遺族等恩給費	968,085	907,248	△ 60,837	△ 6.3
3. 恩給支給事務費	3,601	3,479	△ 122	△ 3.4
4. 遺族及び留守家族等援 護費	57,649	52,287	△ 5,362	△ 9.3
計	1,069,325	998,888	△ 70,437	△ 6.6
地方交付税交付金	14,570,914	13,742,474	△ 828,440	△ 5.7
地方特例交付金	1,518,006	815,960	△ 702,046	△ 46.2
防衛関係費	4,856,357	4,813,918	△ 42,439	△ 0.9

事 項	前年度予算額 (当初) (A)	平成18年度 概算額 (B)	比較増△減額 (B-A)	伸 率
(公共事業関係費)				%
1. 治山治水対策事業費	1,075,723	1,027,339	△ 48,384	△ 4.5
2. 道路整備事業費	1,698,458	1,610,488	△ 87,970	△ 5.2
3. 港湾空港鉄道等整備事業費	545,610	528,166	△ 17,444	△ 3.2
4. 住宅都市環境整備事業費	1,726,026	1,653,094	△ 72,932	△ 4.2
5. 下水道水道廃棄物処理等施設整備費	1,136,964	1,042,055	△ 94,909	△ 8.3
6. 農業農村整備事業費	775,591	727,829	△ 47,762	△ 6.2
7. 森林水産基盤整備事業費	339,076	322,314	△ 16,762	△ 4.9
8. 調整費等	160,905	217,535	56,630	35.2
小 計	7,458,353	7,128,820	△ 329,533	△ 4.4
9. 災害復旧等事業費	72,674	72,674	0	0.0
計	7,531,027	7,201,494	△ 329,533	△ 4.4
経済協力費	740,421	721,826	△ 18,595	△ 2.5
中小企業対策費	172,980	161,646	△ 11,334	△ 6.6
エネルギー対策費	495,357	470,927	△ 24,430	△ 4.9
食料安定供給関係費	675,459	636,055	△ 39,404	△ 5.8
産業投資特別会計へ繰入	71,032	48,054	△ 22,978	△ 32.3
改革推進公共投資事業償還時補助等	368,926	—	△ 368,926	—
その他の事項経費	5,217,139	5,122,220	△ 94,919	△ 1.8
予 備 費	350,000	350,000	0	0.0
合 計	82,182,918	79,686,024	△ 2,496,894	△ 3.0

(参 考)

	前年度予算額 (当初)	平成18年度 概 算 額	比較増△減額	伸 率
公共投資関係費	8,271,966百万円	7,878,457百万円	△ 393,509百万円	△ 4.8%

(注) 公共投資関係費は、公共事業関係費及びその他施設費(社会保障関係費、文教及び科学振興費等の内数)を再掲したもの。

資料4

国庫補助負担金改革

累次の「基本方針」並びに平成16年及び平成17年の「政府・与党合意」を踏まえ、平成18年度までに、4兆円を上回る国庫補助負担金の改革を実施。

(1) 税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革 (①+②+③) 31,176億円

(平成16年度税源移譲に係るもの)

- ・義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金
(うち共済長期給付負担金及び公務災害補償基金負担金) (2,184億円)
 - (うち退職手当及び児童手当) (2,309億円)
 - ・児童保護費等負担金(うち公立保育所運営費) (1,661億円)
 - ・介護保険事務費交付金 (305億円)
 - ・軽費老人ホーム事務費補助金 (167億円)
 - など
- 計 7,093億円 ①

(平成16年政府・与党合意(H16.11.26)に係るもの)

- ・義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金 (8,467億円)
 - ・国民健康保険国庫負担 (6,862億円)
 - ・養護老人ホーム等保護費負担金 (567億円)
 - ・在宅福祉事業費補助金(うち介護予防・地域支え合い事業(緊急通報体制等整備事業等)等) (125億円)
 - ・公営住宅家賃対策等補助(うち公営住宅家賃収入補助) (641億円)
 - ・協同農業普及事業交付金(うち職員設置費の一部) (146億円)
 - ・小規模企業等活性化補助金(うち小規模事業経営支援事業費補助金等) (96億円)
 - ・消防防災設備整備費補助金(緊急消防援助隊関係設備分を除く) (61億円)
 - など
- 計 17,539億円 ②

(平成17年政府・与党合意(H17.11.30)に係るもの)

- ・児童扶養手当給付費負担金 (1,805億円)
 - ・児童手当国庫負担金 (1,578億円)
 - ・介護給付費等負担金(うち施設等給付費に係るもの) (1,302億円)
 - ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(うち都道府県交付金) (389億円)
 - ・公営住宅家賃対策等補助(うち公営住宅法に基づく国庫負担金分等) (620億円)
 - ・公立学校等施設整備費補助金(うち不適格改築の一部等) (170億円)
 - など
- 計 6,544億円 ③

(2) スリム化の改革 9,886億円

(3) 交付金化の改革 7,943億円

国庫補助負担金改革の全体像 (1)+(2)+(3) 46,661億円
(H15改革分を除く)

資料5

平成18年度 税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革

1 平成16年政府・与党合意(H16.11.26)に係るもの

(単位:億円)

省庁名	項目名	改革額
総務省	地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金	8
	情報通信システム整備促進費補助金	3
	消防防災設備整備費補助金 (緊急消防援助隊関係設備分を除く)	38
文部科学省	義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金 (国庫負担率1/2→1/3)	注1 4,217
厚生労働省	国民健康保険国庫負担	注2 1,413
農林水産省	農業委員会交付金 (うち職員設置費の一部)	23
	協同農業普及事業交付金 (うち職員設置費の一部)	146
	林業普及指導事業交付金 (うち職員設置費の一部)	21
	水産業改良普及事業交付金 (うち職員設置費の一部)	4
経済産業省	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金	11
	小規模企業等活性化補助金 (うち小規模事業経営支援事業費補助金、中小企業経営資源強化対策費補助金)	96
国土交通省	公営住宅家賃対策等補助 (うち公営住宅家賃収入補助)	320
合 計		① 6,300

注1 義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金については、平成16年政府・与党合意において、8500億円程度(暫定)とされていたが、平成17年政府・与党合意により、負担率を1/2から1/3に引き下げることでされたもの。

注2 調整交付金の2%分。

2 平成17年政府・与党合意(H17.11.30)に係るもの

(単位:億円)

省庁名	項目名	改革額
総務省	電気通信格差是正事業費補助金 (うち地域インターネット導入基盤整備事業、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(市町村事業の一部))	5
	消防防災施設整備費補助金 (うち高機能消防司令センター総合整備事業I型)	5
文部科学省	公立学校等施設整備費補助金 (うち不適格改築(耐震力不足建物、全面改築または適正配置のための改築を除く)等)	170

省庁名	項目名	改革額
厚生労働省	医療施設運営費等補助金 (うち救急救命センター運営費(公立分)、病院内保育所運営費補助金(公的分))	29
	医療施設等設備整備費補助金 (公立分(へき地、遠隔医療等に係るものを除く))	10
	疾病予防対策事業費等補助金 (うち感染症対策基盤整備事業、地域保健関係職員等対策事業、地域保健推進特別事業、結核対策特別促進事業(一般対策事業分)、地域リハビリテーション推進事業等)	26
	在宅福祉事業費補助金 (うち介護予防地域支え合い事業、日常生活用具給付等事業)	17
	保健衛生施設等設備整備費補助金 (うち農村検診センター、健康科学センター、難病相談・支援センター等の施設整備に係るもの)	0
	身体障害者保護費負担金 (うち身体障害者適正判定等事業費、訪問診査費に係るもの)	1
	次世代育成支援対策交付金 (うち延長保育促進事業加算分(公立保育所))	20
	医療関係者養成確保対策費等補助金 (うち看護師等養成所運営費(公的分))	5
	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (うち都道府県交付金)	389
	次世代育成支援対策施設整備交付金 (うち公立保育所、児童相談所(一時保護所除く)、婦人相談所(一時保護所除く))	45
	医療施設等施設整備費補助金 (うち公立施設(へき地関係を除く)、養成所施設研修施設、看護師宿舎、保育施設等)	41
	保健衛生施設等施設整備費補助金 (うち保健所、市町村保健センター等)	13
	社会福祉施設等施設整備費補助金 (うち公立の障害者施設、公立の保護施設、公立の社会事業授産施設)	1
	社会福祉施設等施設整備費負担金 (うち公立の障害者施設、公立の保護施設)	10
	介護給付費等負担金 (うち施設介護に係るもの)	1,302
	児童扶養手当給付費負担金 (負担率3/4→1/3)	1,805
児童手当国庫負担金 (負担率2/3→1/3)	1,578	
農林水産省	協同農業普及事業交付金 (うち職員設置費の一部)	21
	農業委員会交付金 (うち職員設置費の一部)	23
	林業普及指導事業交付金 (うち職員設置費の一部)	3

省庁名	項目名	改革額
農林水産省	水産業改良普及事業交付金 (うち職員設置費の一部)	1
	農村振興対策事業推進費補助金	12
	森林資源管理費補助金 (魚つき、航行目標、保健又は風致を目的とする民有保安林指定による損失補償及び被害まん延地域の松くい虫被害対策に係るもの)	20
	漁業経営維持安定資金利子補給等補助金	4
	消費・安全対策推進交付金 (うち消費者の信頼の確保、食育の推進に係るもの)	4
	農業・食品産業強化対策推進交付金 (うち産地競争力強化、食品流通合理化及び輸出促進、経営力強化(担い手への経営資源承継支援、農地の効率的利用推進・活動、連携強化推進体制整備を除く)に係るもの)	58
	農山漁村地域活性化推進交付金 (うち農村振興、グリーン・ツーリズム、都市農業振興、農業生産基盤整備(有休農地再生活動実践スタート支援、援農ボランティア活動支援を除く)、中山間地域等振興に係るもの)	49
	バイオマス利活用推進交付金 (うちバイオマスの利活用の推進(バイオマスタウン構想支援を除く)に係るもの)	10
	林業・木材産業等振興推進交付金 (うち望ましい林業構造の確立、特用林産の振興、木材利用及び木材産業体制の整備推進に係るもの)	7
	森林整備・保全推進交付金 (うち森林整備の推進、森林の多様な利用・緑化の推進に係るもの)	5
	水産業振興等推進交付金 (うち漁業環境保全、資源増殖(錦鯉生産地の震災復旧支援を除く)、担い手育成、漁協等経営強化、流通加工機能強化、経営構造改善、漁村地域活性化に係るもの)	31
	埋設農薬適正化事業推進費補助金	4
	農業共済事業事務費負担金 (うち市町村営事業に係るもの)	55
米需給調整総合対策事業推進費補助金	26	
成果重視事業総合食料対策事業推進費補助金	6	
経済産業省	小規模企業等活性化補助金	59
	資源循環型地域振興施設整備費補助金	8
	新事業支援施設整備費補助金 (うち中心市街地活性化法に係るもの)	3
国土交通省	公営住宅家賃対策等補助 (うち公営住宅法に基づく国庫負担金分、旧公営住宅法に基づく家賃対策補助分、特定借上・買取賃貸住宅分、特定目的借上公共賃貸住宅分)	620

省庁名	項目名	改革額
環境省	交付地方債元利償還金補助金	2
	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	38
合 計 ②		6,544

※ 端数処理の結果、単純合計と合計欄の数値とは一致しない。

税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革額 (①+②)	12,844
---------------------------	--------

<参考>

国庫補助負担金改革に係る税源移譲額	12,375
-------------------	--------

資料6

「三位一体の改革」の成果

(H^⑩～H^⑱)

国庫補助負担金改革	約 4.7 兆円
税源移譲	約 3 兆円
地方交付税改革 (地方交付税及び臨時財政対策債)	約△ 5.1 兆円

国庫補助負担金改革

○既決定分	3兆8,553億円
○18年度新規決定分	8,108億円
(うち、税源移譲に結びつく改革)	6,544億円)
合計	4兆6,661億円

税源移譲

- 18年度税制改正で、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲を実施(19年分所得税、19年度分個人住民税から)
- 18年度は移譲額の全額を所得譲与税で措置(3兆94億円)

地方交付税改革

○総額の大幅な抑制

- ・地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制(H^⑩～H^⑱)

△5.1兆円

○主な制度の改革等

- ・「行政改革インセンティブ算定」の創設・拡充
- ・財政力格差拡大への適切な対応(税源移譲分を基準財政収入額へ100%算入(当面の措置))
- ・不交付団体の増加 人口割合(市町村) H^⑫11.5% → H^⑰18.4%

等

1. 国庫補助負担金改革

16～18年度の国庫補助負担金改革

4兆6,661億円

・既決定分	3兆8,553億円
・新規決定分	8,108億円
(うち、税源移譲に結びつく改革)	6,544億円)

合 計

4兆6,661億円

(参考) 18年度における税源移譲に結びつく改革

	改革額 (億円)	概要
総務省	10	消防防災施設整備費補助金、電気通信格差是正事業費補助金
文部科学省	170	公立学校等施設整備費補助金
厚生労働省	5,294	児童扶養手当給付費負担金、児童手当国庫負担金、介護給付費等負担金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(公立分)、医療施設等施設整備費補助金(公立分)等
農林水産省	340	農業・食品産業強化対策推進交付金、農業共済事業事務費負担金、農山漁村地域活性化推進交付金、水産業振興等推進交付金、米需給調整総合対策事業推進費補助金等
経済産業省	70	小規模企業等活性化補助金、資源循環型地域振興施設整備費補助金、新事業支援施設整備費補助金
国土交通省	620	公営住宅家賃対策等補助
環境省	40	産業廃棄物適正処理推進費補助金、交付地方債元利償還金補助金
合計	6,544	

(注) 上記は、16年11月の政府・与党合意において18年度に行うことが決定済みのもの(暫定措置とされた義務教育費国庫負担金を含む)以外のもの。

2. 税源移譲

所得税から個人住民税への税源移譲

平成 18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として、3兆円規模の本格的な税源移譲を実施。

<所得税・個人住民税の税率構造(税源移譲後)>

所 得 税	5%、10%、20%、23%、33%、40%
個 人 住 民 税 所 得 割	一律10%(都道府県4%、市区町村6%)

※ 上記は、平成19年分所得税、平成19年度分個人住民税から適用。

所得譲与税(平成18年度分)

3兆 94億円

(都道府県及び市区町村へ譲与)

内 訳	都道府県	2兆1,794億円
	市区町村	8,300億円

3. 地方交付税改革

1 総額の大幅な抑制 (H¹⁶~H¹⁸)

地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制

△5.1兆円(うちH¹⁸年度△1.3兆円程度)

2 制度の改革等

- 「行政改革インセンティブ算定」の創設・拡充
 - 歳出効率化努力に応じた算定 (H¹⁷約400億円)
 - 徴収率向上努力に応じた算定 (H¹⁷約100億円)

- 企業誘致等による税収確保努力インセンティブの強化
 - 道府県分の留保財源率を20→25%

- アウトソーシングによる効率化を算定に反映
 - ゴミ収集、学校給食等について、アウトソーシングによる効率化を前提とした算定 (約△2,000億円)

- 段階補正の縮小
 - 小規模市町村の算定を効率的な団体を基礎に縮減(約△2,000億円)

- 算定の簡素化
 - 都道府県分の補正係数を概ね半減
 - 事業費補正(事業量に応じた算定)の大幅な縮減

- 地方財政計画と決算の一体的乖離是正
 - | | | |
|---|---|---|
| 投資的経費(単独) H ¹⁷ △7,000億円 H ¹⁸ △2.0兆円 | } | 一般財源ベース |
| 経常的経費(単独) H ¹⁷ +3,500億円 H ¹⁸ +1.0兆円 | | H ¹⁷ 3,500億円 H ¹⁸ 1.0兆円 |

- 財政力格差拡大への適切な対応
 - 税源移譲分を基準財政収入額へ100%算入(当面の措置)

- 不交付団体の増加
 - 人口割合(市町村) H¹²11.5% → H¹⁷18.4%
 - (2010年代初頭には人口割合1/3、税収割合1/2を目指す)

等

資料7

平成18年度地方財政収支見通しの概要

平成17年12月24日現在

項目	平成18年度 (見込)	平成17年度	増減率 (見込)	備考	
歳入歳出規模 A (児童手当拡充分等を除く)	約 831,800 億円 〔約 823,200 億円〕	837,687 億円 〔 834,155 億円〕	約 ▲ 0.7 % 〔約 ▲ 1.3 %〕		
地方一般歳出 (児童手当拡充分等を除く)	約 665,000 億円 〔約 656,500 億円〕	673,216 億円 〔 669,684 億円〕	約 ▲ 1.2 % 〔約 ▲ 2.0 %〕	公債費(企業債を含む。)等 を除く歳出	
歳出	給与関係経費	約 225,900 億円	227,240 億円	約 ▲ 0.6 %	※1 平成18年度一般財源化 に係る影響額を含む。 ※2 投資的経費との一体的 是正+10,000億円を除い た場合。 ※3 平成18年度一般財源化 に係る影響額を含む。 ※4 一般行政経費との一体 的是正▲20,000億円(一般 財源ベース▲10,000億円)を 除いた場合。
	うち退職手当以外	約 205,400 億円	209,749 億円	約 ▲ 2.1 %	
	うち退職手当	約 20,400 億円	17,491 億円	約 16.9 %	
	一般行政経費				
	うち単独分※1	約 134,800 億円	125,063 億円	約 7.8 %	
	〔乖離是正前〕※2	〔約 124,800 億円〕		〔約 ▲ 0.2 %〕	
	公債費	約 133,000 億円	133,803 億円	約 ▲ 0.6 %	
	投資的経費				
	うち単独分※3	約 100,900 億円	124,911 億円	約 ▲ 19.2 %	
	〔乖離是正前〕※4	〔約 120,900 億円〕		〔約 ▲ 3.2 %〕	
公営企業繰出金	約 27,300 億円	28,659 億円	約 ▲ 4.6 %		
うち企業債償還費	約 18,800 億円	20,568 億円	約 ▲ 8.5 %		
普通会計負担分					
うちその他	約 8,500 億円	8,091 億円	約 5.3 %		
歳入	地方税 B	348,983 億円	333,189 億円	4.7 %	1 交付税特別会計借入金 ・平成18年度末見込み 約 52.8兆円 (うち地方負担分 約 34.2兆円) 〔平成17年度末見込み 約 51.7兆円 (うち地方負担分 約 33.6兆円)〕 2 地方の借入金残高 ・平成18年度末見込み 約 204兆円
	地方譲与税	37,324 億円	18,419 億円	102.6 %	
	うち所得譲与税	30,094 億円	11,159 億円	169.7 %	
	うち所得譲与税 以外 C	7,230 億円	7,260 億円	▲ 0.4 %	
	地方特例交付金	8,160 億円	15,180 億円	▲ 46.2 %	
	うち減税補てん 特例交付金 D	7,456 億円	8,888 億円	▲ 16.1 %	
	地方交付税 E	159,073 億円	168,979 億円	▲ 5.9 %	
	減税補てん債 F	4,520 億円	5,583 億円	▲ 19.0 %	
	臨時財政対策債 G	29,072 億円	32,231 億円	▲ 9.8 %	
	一般財源計 H (B~G)	556,334 億円	556,130 億円	0.0 %	
地方債 I	108,174 億円	122,619 億円	▲ 11.8 %		
地方債依存度 (I/A)	約13.0 %	14.6 %			

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

資料8

平成18年度地方交付税総額算定基礎

(単位:百万円、%)

区分	平成18年度 当初予算額 A	平成17年度			増減額		増減率			
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)		
国 税	所得税(A)	12,788,000	13,164,000	1,519,000	14,683,000	-376,000	-1,895,000	-2.9	-12.9	
	酒税(B)	1,572,000	1,625,000	-	1,625,000	-53,000	-53,000	-3.3	-3.3	
	二税計(ア)	14,360,000	14,789,000	1,519,000	16,308,000	-429,000	-1,948,000	-2.9	-11.9	
	法人税(イ)	13,058,000	11,513,000	960,000	12,473,000	1,545,000	585,000	13.4	4.7	
	消費税(ウ)	10,538,000	10,164,000	304,000	10,468,000	374,000	70,000	3.7	0.7	
	たばこ税(エ)	940,000	862,000	-	862,000	78,000	78,000	9.0	9.0	
一 般 会 計	(ア)×32%	4,595,200	4,732,480	486,080	5,218,560	-137,280	-623,360	-2.9	-11.9	
	(イ)×35.8%	4,674,764	4,121,654	343,680	4,465,334	553,110	209,430	13.4	4.7	
	(ウ)×29.5%	3,108,710	2,998,380	89,680	3,088,060	110,330	20,650	3.7	0.7	
	(エ)×25%	235,000	215,500	-	215,500	19,500	19,500	9.0	9.0	
	小計	12,613,674	12,068,014	919,440	12,987,454	545,660	-373,780	4.5	-2.9	
	当該年度国税決算に伴う 精算分	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度精算分	-87,000	-87,000	432,202	345,202	0	-432,202	0.0	-125.2	
	小計(法定五税分)	12,526,674	11,981,014	1,351,642	13,332,656	545,660	-805,982	4.6	-6.0	
	法附則第4条の2第2項、第3 項及び第4項に基づく加算額	238,200	229,500	-	229,500	8,700	8,700	3.8	3.8	
	法附則第4条の2第5項、第6 項及び第7項に基づく加算額	-	-	-	-	-	-	-	-	
法附則第4条の2第8項に基 づく加算額	274,700	196,300	-	196,300	78,400	78,400	39.9	39.9		
臨時財政対策特例加算額	702,900	2,164,100	-	2,164,100	-1,461,200	-1,461,200	-67.5	-67.5		
計 (一般会計繰入れ)	13,742,474	14,570,914	1,351,642	15,922,556	-828,440	-2,180,082	-5.7	-13.7		
特 別 会 計	返還金	168	188	-	188	-20	-20	-10.6	-10.6	
	特別会計借入金	1,161,000	1,591,071	-	1,591,071	-430,071	-430,071	-27.0	-27.0	
	借入金償還額	-79,875	-79,875	-	-79,875	0	0	0.0	0.0	
	借入金等利子充当分	-677,300	-659,100	-	-659,100	-18,200	-18,200	2.8	2.8	
	剰余金の活用	470,000	440,000	-	440,000	30,000	30,000	6.8	6.8	
	前年度からの繰越分	1,290,788	1,034,667	-	1,034,667	256,121	256,121	24.8	24.8	
	翌年度への繰越分	-	-	-1,290,788	-1,290,788	-	1,290,788	-	皆増	
	計	15,907,255	16,897,865	60,855	16,958,720	-990,610	-1,051,465	-5.9	-6.2	
地 方 交 付 税	合計	15,907,255	16,897,865	60,855	16,958,720	-990,610	-1,051,465	-5.9	-6.2	
	内 普通交付税	14,952,662	15,883,816	60,855	15,944,671	-931,154	-992,009	-5.9	-6.2	
	内 特別交付税	954,593	1,014,048	-	1,014,048	-59,455	-59,455	-5.9	-5.9	

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

資料9

平成18年度 各種交付金計上額

(単位：億円、%)

交 付 金 名	18年度	17年度	増減額	増減率
交通安全対策特別交付金	835.5	792.3	43.1	5.4
国有提供施設等所在市町村助成交付金	251.4	251.4	0.0	0.0
施設等所在市町村調整交付金	64.0	64.0	0.0	0.0
電源立地地域対策等交付金	1,245.2	1,347.7	△102.4	△7.6
特定防衛施設周辺整備調整交付金	135.0	135.0	0.0	0.0
特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備調整交付金	33.2	35.4	△2.2	△6.2
石油貯蔵施設立地対策等交付金	63.7	64.9	△1.3	△2.0
地方道路整備臨時交付金	7,393.0	7,408.0	△15.0	△0.2

資料10

平成18年度地方債計画

(単位：億円、%)

項 目	平成18年度 計画額 (A)	平成17年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 一般公共事業	19,894	20,594	△ 700	△ 3.4
2 公営住宅建設事業	1,758	1,832	△ 74	△ 4.0
3 災害復旧事業	426	536	△ 110	△ 20.5
4 教育・福祉施設等整備事業	8,302	8,678	△ 376	△ 4.3
(1) 学校教育施設等整備事業	2,280	2,669	△ 389	△ 14.6
(2) 社会福祉施設整備事業	389	436	△ 47	△ 10.8
(3) 一般廃棄物処理事業	2,088	2,469	△ 381	△ 15.4
(4) 一般補助施設整備等事業	2,845	3,104	△ 259	△ 8.3
(5) 施設整備事業(一般財源化分)	700	0	700	皆増
5 一般単独事業	32,994	47,083	△ 14,089	△ 29.9
(1) 一般事業	6,137	8,053	△ 1,916	△ 23.8
(2) 地域活性化事業	1,500	4,881	△ 3,381	△ 69.3
(3) 防災対策事業	1,500	2,231	△ 731	△ 32.8
(4) 合併特例事業	9,500	11,000	△ 1,500	△ 13.6
(5) 臨時地方道整備事業	10,009	11,425	△ 1,416	△ 12.4
(6) 臨時河川等整備事業	605	804	△ 199	△ 24.8
(7) 臨時高等学校整備事業	743	689	54	7.8
(8) 地域再生事業	3,000	8,000	△ 5,000	△ 62.5
6 辺地及び過疎対策事業	3,390	3,456	△ 66	△ 1.9
(1) 辺地対策事業	538	556	△ 18	△ 3.2
(2) 過疎対策事業	2,852	2,900	△ 48	△ 1.7
7 首都圏等整備事業	101	233	△ 132	△ 56.7
8 公共用地先行取得等事業	784	970	△ 186	△ 19.2
9 行政改革推進債	3,000	0	3,000	皆増
10 調整(不交付団体分)	50	0	50	皆増
計	70,699	83,382	△ 12,683	△ 15.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,027	5,476	△ 449	△ 8.2
2 工業用水道事業	444	263	181	68.8
3 交通事業	3,180	3,758	△ 578	△ 15.4
4 電気事業・ガス事業	61	77	△ 16	△ 20.8
5 港湾整備事業	523	418	105	25.1
6 病院事業	2,892	3,115	△ 223	△ 7.2
7 介護サービス施設整備事業	57	129	△ 72	△ 55.8
8 市場事業・と畜場事業	344	323	21	6.5
9 地域開発事業	1,473	2,444	△ 971	△ 39.7
10 下水道事業	16,377	15,961	416	2.6
11 観光その他事業	197	206	△ 9	△ 4.4
計	30,575	32,170	△ 1,595	△ 5.0
合 計	101,274	115,552	△ 14,278	△ 12.4

(単位：億円、%)

項 目		平成18年度 計画額 (A)	平成17年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三公営企業借換債		2,000	2,000	0	0.0
四減税補てん債		4,520	5,583	△ 1,063	△ 19.0
五臨時財政対策債		29,072	32,231	△ 3,159	△ 9.8
六退職手当債		2,600	0	2,600	皆増
七国の予算等貸付金債		(501)	(213)	(288)	(135.2)
総 計		139,466	155,366	△ 15,900	△ 10.2
内 訳	普通会計分	108,174	122,619	△ 14,445	△ 11.8
	公営企業会計等分	31,292	32,747	△ 1,455	△ 4.4
(資金区分)					
政府資金		38,500	47,200	△ 8,700	△ 18.4
財政融資資金		33,700	35,400	△ 1,700	△ 4.8
郵政公社資金		4,800	11,800	△ 7,000	△ 59.3
〔郵便貯金資金〕		〔 1,700〕	〔 4,300〕	〔△ 2,600〕	〔△ 60.5〕
〔簡易生命保険資金〕		〔 3,100〕	〔 7,500〕	〔△ 4,400〕	〔△ 58.7〕
公営公庫資金		14,060	15,330	△ 1,270	△ 8.3
(国の予算等貸付金)		(501)	(213)	(288)	(135.2)
公的資金計		52,560	62,530	△ 9,970	△ 15.9
民間等資金		86,906	92,836	△ 5,930	△ 6.4
市場公募		35,000	33,000	2,000	6.1
銀行等引受		51,906	59,836	△ 7,930	△ 13.3

(備 考)

- 1 上記のほか、地方税の減収が生じる場合の減収補てん債及び資金区分の変更等による借換えについて同意(許可)することが見込まれる。
- 2 一般事業のうち幼稚園、高等学校等分及び臨時高等学校整備事業のうち補助事業分は、学校教育施設等整備事業に移し替えている。
- 3 一般事業のうち原則として補助事業に係る分及び特別転貸債は、一般補助施設整備等事業に移し替えている。
- 4 地域総合整備資金貸付事業及び旧地域総合整備事業(継続事業分)は、一般事業に移し替えている。
- 5 自然災害防止事業は、防災対策事業に移し替えている。
- 6 都市高速鉄道事業及び一般交通事業は、交通事業に移し替えている。
- 7 有料道路事業・駐車場整備事業は、観光その他事業に移し替えている。
- 8 公有林整備事業・草地開発事業は、国の予算等貸付金債に移し替えている。
- 9 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

実質公債費比率について

- **実質公債費比率の算定式**は次のとおり
(地方財政法第5条の4第1項第2号)

$$\frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

- A : 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
 B : 地方債の元利償還金に準ずるもの
 C : 元利償還金等に充てられる特定財源
 D : 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
 E : 標準財政規模

※ 標準財政規模＝標準税収入額＋普通交付税の額

<地方財政法第5条の4第1項第2号>

二 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法の定めるところにより地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が、政令で定める数値以上である地方公共団体

実質公債費比率の考え方

- 「元利償還費の水準」を測る指標は、市場の信頼や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、現行の起債制限比率について一定の見直しを行った新たな指標（実質公債費比率）を用いる。

【見直しのポイント】

- 満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立額の比率への反映ルールの一統
- 満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立不足額の比率への反映
- PFI や一部事務組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入
- 公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出しの算入

資料12

平成18年度の共済組合負担の組合別料率

区 分		警 察 官	警 察	都道府県	市町村	公 立 学 校	
			事 務 職	一 般 職	一 般 職	義 務 教 育 職	そ の 他 教 育 職
長 期	給料	87.5282%					
	期末手当等	70.0226%					
	公経済	18.1%					
追 加 費 用		91.9%	81.8%	94.6%	46.4%	133.7%	73.4%
短 期	給料	48.91%	48.91%	44.41%	52.62%	44.56%	
	短期+福祉	41.65%	41.65%	38.46%	44.69%	38.65%	
	育休介護手当金	0.13%	0.13%	0.34%	0.35%	0.42%	
	介護納付金	7.13%	7.13%	5.61%	7.33%	5.49%	
	特別財政調整				0.25%		
	期末手当等	39.12%	39.12%	35.52%	42.09%	35.64%	
	短期+福祉	33.32%	33.32%	30.76%	35.75%	30.92%	
	育休介護手当金	0.10%	0.10%	0.27%	0.28%	0.33%	
	介護納付金	5.70%	5.70%	4.49%	5.86%	4.39%	
	特別財政調整				0.20%		
	事 務 費		240円	240円	240円	7,920円	240円

(注) 1 「事務費」については、地方公務員等共済組合法附則第40条の4第1項の規定による特例措置と同様の措置（改正予定）が平成18年4月1日以降も講じられるものとして算出した額である。

2 「長期」及び「短期」の負担金率については、平成15年4月1日から導入された総報酬制をベースとしている。

3 「長期」の「公経済」の率は、基礎年金拠出金に係る公的負担分で標準給与（掛金の標準となる給料の額×1.25（特別職の職員等である組合員は1）と掛金の標準となる期末手当等との合計額）に対する率である。

資料13

地方公務員災害補償基金の負担金率

職員の区分	給与の総額に乗ずる割合	
	平成17年度	平成18年度
義務教育学校職員	1,000分の0.73	1,000分の0.71
義務教育学校職員以外の教育職員	1,000分の0.82	1,000分の0.91
警察職員	1,000分の2.54	1,000分の2.58
消防職員	1,000分の1.47	1,000分の1.56
電気・ガス・水道事業職員	1,000分の0.97	1,000分の1.16
運輸事業職員	1,000分の0.88	1,000分の1.14
清掃事業職員	1,000分の3.41	1,000分の3.37
船員	1,000分の3.75	1,000分の4.87
その他の職員	1,000分の0.82	1,000分の0.89